

令和4年第2回（6月）定例町議会

（第2日 6月8日）

令和4年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月8日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和3年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 議案第22号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第23号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第24号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第25号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第26号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 同意第 1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌 子 君
健康福祉課長	渡邊 貴 浩 君	産業建設課長	久保田 寿 之 君
防災課長	佐野 浩 正 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 事務局長	真野 隆 弘 君		

---

職務のため出席した者

議会事務局長	松本 正 人	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

---

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（山田厚司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

---

◇ 仲 田 慶 枝 君

○議長（山田厚司君） 通告6番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

[3番 仲田慶枝君登壇]

○3番（仲田慶枝君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私、一般質問をさせていただきます。私は大きく二つ伺います。

1、地域再生計画について

2、今年度の防災・災害対策について伺います。

まず一つ目、地域再生計画についてでございます。

町は令和3年度より地域再生計画を作成し、地方創生推進交付金を得て、「まち・ひと・しごと創生事業」、「森と海の6次産業化事業」を3年計画で進めています。令和3年度で

は9,721万7,000円の交付金及び交付税を活用、2年目に当たる令和4年度では、当初予算で1億4,000万円の事業費を組んでいます。

いずれも、昨年度包括協定を結んだ5社に全額を委託しております。計画がスタートして1年がたちました。それぞれの事業の進捗状況と今後の見通しを伺います。

#### (1) 森と海の6次産業化プロジェクトについて

本町の主たる産業は観光業ですが、そのみで成り立っているのでは毛頭なく、第1次産業を、質・量ともに向上させることが、地域再生にはキーとなります。就労人口を増やすのはもとより、町の自然の荒廃を防ぐことにもつながり、これが観光資源となります。さらに、農商工が連携することによって今まさに待ったなしの脱炭素化社会、循環型社会の構築を目指することができます。

##### ①令和3年度第1次産業振興プロジェクトについて

森と海の6次産業化プロジェクトでは、第1次産業振興プロジェクトをスタートさせています。令和3年度は主に調査業務を内容としているということとのことでしたが、どのような報告が上がってきているのでしょうか。

②令和4年度も既に2年目の委託業務が始まっていますが、どのような内容で委託しているのでしょうか、伺います。

#### (2) サステイナブルツーリズムの進捗について

「まち・ひと・しごと創生推進計画」の事業内容の一つに、観光業の振興があります。6次産業のまとめ上げとしては、第3次産業が最終消費者や観光客に最も近いところにあります。私は、3年度の6月の定例会でサステイナブルツーリズムについて伺いました。答弁では、第1次産業プロジェクトの中で取り組むとのことでしたが、その後の進捗状況はどうでしょうか。

#### 二つ目、今年度の防災災害対策について

##### (1) 西伊豆町津波防災地域づくり推進計画について

駿河湾に面している当町は、可能な限りの地震津波対策をしておかなくてはなりません。町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて令和2年に西伊豆町津波防災地域づくり推進計画を策定しています。2年がたちましたが、その後の町の施策の進捗状況を伺います。

##### (2) 警戒避難体制の確立について

推進計画の中の「警戒避難体制の確立」について伺います。

##### ①ハザードマップ作成と周知について

「警戒避難体制の確立」という項目の中に「ハザードマップ作成と周知」とあります。令和3年度末には防災マップが完成し、各戸配布されました。津波浸水想定区域に加え土砂災害警戒区域、河川氾濫による浸水想定区域を踏まえた防災マップとなっており、これによって、全住民が自分の身に起こりうる危険を知ることができます。

しかし、これも活用なくしては無意味となります。住民への周知を行い、平常時から避難体制の確立を図ると、計画にも書かれています。

防災マップのより有効な活用として周知させる方法を何か考えていますか。

②「私の避難計画」について

静岡県は、より安全な避難行動のために「私の避難計画」の活用を勧めています。これについて取り組むことは考えていますか。

(3) 学校における防災教育について

推進計画にも明記されている「防災意識の啓発・普及」ですが、これは継続して行っていくかなければならないものと考えます。大学の教職課程でも防災教育が履修科目として入るようになりました。現在、児童への防災教育は、学校が希望すれば、県が人材を派遣してくれる仕組みになっていますが、年に1回、ここを少し訂正させてください。1回程度に訂正させてください。年に1回程度です。町も防災の教育に関わるほうがいいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、私の壇上からの質問でございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） それでは仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の地域再生計画についての(1)森と海の6次産業化プロジェクトについての①につきましては、森と海の6次産業化プロジェクトについては浅賀議員の一般質問で回答しておりますので、より詳細にお知りになりたいのであれば、担当課にお問合せをいただければと思っております。

プロジェクトで現在取り組んでる事業につきましては、それぞれがSDGsにつながるものですが、令和3年度は、今後、新規に事業化できるかどうかを調査や試験することが主でございますので、各分野が連携してという状況には至っておりません。

次に②につきましては、令和4年度については、各社が前年度までの調査結果を基に事業を進めております。

循環型社会の肝となる「はんばた市場」には、営業を継続できる収益をキープしつつ、従来の物流に乗っていなかった、魚類や野菜などを取扱い、サプライチェーンのハブとして機能させることで、町内店舗での消費を促すと共に、外販への足がかりを果たす役割を求めています。ところが、産品が揃わない、大手で取り扱うには物量が足りない、マネージャーが不在等といった問題を抱えておりますので、これらの改善を意識したコンサルティングをお願いしているところでございます。

次に（２）のサステイナブルツーリズムの進捗についてでございますが、森と海の６次産業化では、現在、間伐材の有効活用などを模索しており、例えば、その間伐材を木工体験に利用するなど、観光に生かすことも考えております。

そうした取組を具体的に進めるため、町では「西伊豆観光プラットフォーム」という組織を立ち上げ、町内観光有識者を集めて、先月第１回目の会議を行ったところでございます。

「西伊豆観光プラットフォーム」では、こうした第１次産業と連携した観光体験メニュー開発を、活動内容の一つとして、今後取り組んでいく予定でございます。

現状としては、このような内容をスタートさせたところですが、今後はサステイナブルツーリズムの担い手となる地域の方々との連携を更に強化しながら進めてまいりたいと考えております。

次に大きな２点目の今年度の防災・災害対策についての（１）西伊豆町津波防災地域づくり推進計画についてでございますけれども、西伊豆町津波防災地域づくり推進計画の基本的な方針といたしましては、南海トラフ巨大地震による津波によって、町民の半数が犠牲になるとの想定があるため、まずは命を守るために避難行動の促進や避難場所の整備などを優先的に進めてまいりました。

町内には、仁科、安良里、宇久須において、津波避難困難区域があり、津波避難タワーを建設することで、津波避難困難区域の解消を進めており、令和３年度までには、２基を建設しております。令和４年度につきましては、宇久須下月原と仁科沢田地区にそれぞれ建てる予定であります。

さらに、避難誘導看板の設置についても、田子、安良里、宇久須地区の設置が終わり、本年度は仁科地区を予定しております。また防災面ではだけでなく、健康づくりなどと連携した施策については、高齢者が素早く避難するために、ラジオ体操などの健康づくり事業の推進を行っております。教育機関につきましては、学校や認定こども園におきまして、年間を通じて防災訓練等に参加していただくことで、防災に関心を持つよう努めております。

次に（２）の警戒避難体制の確立についての①につきましては、4月中旬に、住民に防災ハザードマップを各戸配布いたしました。多くの方に活用していただくために、5月20日、自主防災会議、また、5月20日と24日に防災委員研修会にて説明をしております。また6月19日に行われます、社会福祉協議会との連携事業として、避難場運営研修会を予定しておりますが、その折に、周知及び啓蒙を図ってまいりたいと思っております。

また、防災ハザードマップのお知らせを、広報にしいず6月号にも掲載しておりますので、ご活用、またご覧になっていただければと思います。

次に②につきましては、県が進めている「わたしの避難計画」でございますが、これは個人が作成する避難計画のことで、自らが、大雨の時、巨大地震の時に、避難のタイミングや避難先、情報手段を記載することで、早期避難意識の向上を図り、県民の命を守る取組でございます。

町としては、県と協力をして避難訓練時に「わたしの避難計画」の作成を推進したいと思っております。

次に（３）の学校における防災教育につきましては、県から防災講座のお知らせが来おりますので、防災教育の一環として、防災課の職員も出向いてかかわりたいと思っております。つきましては、6月に仁科小学校と伊豆海認定こども園にて防災講座が予定されておりますので、協力者として参加を予定しておるところでございます。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。では、再質問させていただきたいと思えます。まず一つ目の、森と海の6次産業化プロジェクトについてでございます。このプロジェクトは3年計画で組まれています。1次産業を起点として、新たな産品やブランド化を目指して、そして、ひいては雇用定住の促進、各産業の連携観光誘客、そして、循環型社会の構築を目指していくものと解釈しております。

3年度はですね、新規事業に向けての調査試験の業務だったということでございました。昨日の浅賀議員への答弁も伺いましたし、私は先日担当課に赴いておいて、3年度の内容について伺ってみました。で、昨日、皆様のお手元にも、配付資料をお配りいただいております、森と海の6次産業化プロジェクトやった内容は、海草など、養殖の模索でありますとか、DX漁業、ICTを使った漁業の模索、そして、クワガタ・カブトムシこれすごく高価なものなんだそうですよね。これの養殖、デジタルサイネージの設置、ヒアリングの実施など、



私も知ることができました。うまくいきそうなものもあり、実現しそうでないものもあり、調査試験ですので当然のことだと思います。

で、この業績として1年目、もちろん調査試験なので、目に見えた成果というのは、なかなか出にくいと思うのですが、業績はどうだったのでしょうか。何かこの業績を評価する指標というものは設けてあるのでしょうかそこを伺います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 地方創生推進交付金の申請に当たり、成果指標を設けております。6次産業における新規就業者数及び移住者数、それから、町産間伐材の町内での利用量、体験観光コンテンツの体験者数が、成果指標となっております。いずれも、増加させることを目標としております。1年目は、試験段階という事もございまして移住者数等は、少数にとどまっているところでございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、1年目なので、今の業績指標ですとなかなか出にくかったというのは私も理解できます。

さて、その手法はどうだったのかということ伺いたと思います。昨日に浅賀議員がおっしゃった内容にもありましたけれど、3年度の養殖の取組で、地域とか漁協がちょっと寝耳に水だったとか、報告がなかったというような事がございました。関係者間の調整業務というのは私はこういう事業をやる時には必須だと考えておりますが、果たしてこのように、昨年のようなやり方で、地域が望むサステイナブルな開発は可能なのか、私はちょっと疑問に思いますが、調査試験の1年間ということも踏まえておりますが、この辺についてはどのように捉えておいででしょうか伺いたと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 昨日の浅賀議員の質問にもお答えしましたように、今年度に関しましては今までやったことない取組をやっておったということは言い訳にはできないわけでございますけども、意思の疎通、また、いろんな連絡や報告についてはですね、町のほうに不備があったということでございますので、今後そういった事がないように、連絡を密にとりながら、うまく連携ができるように進めて行きたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。引き続き今年度の事業もスタートしているのでございますが、先ほど、はんばた市場のことが、答弁いただきました。ここは、フィッシャーマンジャパン

さん、5社の内のフィッシャーマンジャパンさんが、はんばた市場の魅力をもっと増やして行くということに向けて、いろいろ協力推進するっていうような事が、書かれておりますが、これ本当に大いに期待したいところでございます。で、幾つかの課題先ほどおっしゃいました。はんばた市場がサプライチェーンのハブとして機能することが、今年度以降可能なのかどうか、可能だと考えているのでしょうかちょっとその辺の見通しを伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 成り立つか、成り立たないか、というのはまだ結果が出ておりませんので、そこについては目標値としてそうしたい、ということで今取り組んでおります。基本的にやっぱりそういうものがないと、魚に関しましては沼津の市場まで持っていかなければいけないですし、向こうの言い値で売らなければいけないと。

ただ、町にそういったものが有ればですね、なるべく漁師さんの実入りが増やすこともできますし、農業者さんも中間マージンを抜かれずに、今までよりは実入りがよくなるというようなことで、1次産業を守っていきたい、また育てていきたいということでございますから、最終的にはサプライチェーンのハブとなるように、しっかりと努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は、今回この質問するのに幾つかの論点があるのですが、このはんばた市場の先ほど挙げていただいた問題点の大半というのは、地域の協力が、なかなかこううまく得られていないということが、あるのではないかと私は考えているのですが、一つ目の論点はここでございます。先ほどの答弁でも、まだ地域との調整にまでは至ってないという答弁、担当課の答弁だったのですが、地域の人々に認知していただく取組っていうんですかね、これ私はとても重要だと考えます。先ほど言及いたしました田子の漁協さんの話でも、まさしくこれなんだと思うのです。じっくりこう時間をかけて話し合っ取り組むことが、私はこの地域で何か新しいことをするときにはとても必要だと思っています。田子漁協さんに私もちょっとこの時にお話伺ったんですけど、そうすると、カツオ漁への夢がまだ残っていて、もうニコニコして生き生きと話されるんですよ、で別にカツオ漁に戻るという話ではないのですが、結局そこには、やっぱりそこに根づいてきた、培われてきた歴史がある、伝統がある、思い入れがとても大きいのですよね。ですからそこに戻すという話ではないのですが、このような地域の気持ちを酌み取りながら、漁業の未来を一緒に取り組んでいく考えていく、私こういうことが求められるのではないのかと思うのですが、この辺については、

この地域に溶け込む作業を、もう少し重視する、そんなようなことは考えてないんでしょうか少し伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 地域に溶け込んで物事を進めていくということは重要だという認識は行政も思っております。

ただ、漁業、農業分野につきましては本来であればですね、漁業者さん、農業者さんが主体となっておこなって、町はあくまでも、後ろ立てで後押しをする側に回るのが、本来の業務かなというふうに思いますが、なかなか、人の数であったりとか、知見であったりとかということになりますと、今の状態では苦しいだろうということもありましたし、このまま漁業、農業が衰退するのを、指をくわえて見ているわけにはいかないという事で、今この6次産業化プロジェクトを進めておりますので、少し不具合が出たりとか、私たちの調整ミスがあるということは否めないわけでございますので、そこに関しては修正をしながらですね、うまく地域や産業の方々と、連携ができるような取組を進めなければいけないというふうに思っております。

ただ、そうは言いましても、あまりその調整ばかりに気を使っておりますと、調整だけに時間が取られて、できることもできなくなってしまう、ということもございますので、ある時には大鉈を振るうも必要かなというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうなんですけど、そうなんですけどやっぱり、結果的にそれが多少時間がかかっても、私は地域と共にあるということはとても重要だと、そんなに軽視してはいけないことだと私考えています。

で、土肥の土肥小学校が廃校になって、今、土肥集学校という、跡地利用をこれは事業者が入っているんですけど、これが立ち上がるのに2、3年かけて、とても土肥は時間をかけて、伊豆市は時間をかけて作り上げています。で、地域の住民とそして行政とが一体になって、どうしたらいいんだろうという事をし、何度も何度も検討を重ねていってそして、すごかったのが、その都度、必ず経過報告を、全戸配布で出してですね、情報発信をしていてそんな作業に3年積み上げた上、そして最終的には、プロポーザル提案型の、形で事業者決めていくということで、現時点では、あそこ土肥集学校とってその地域の方、ITの拠点なんですけれど、地域の方たちが気軽にね、呼び込めるより来れる場所になっていて、とても私は成功している例なんだと思います。

で、そんなに時間をかけたのかって思うんですが、やはりそこがカギだったと私は考えますので、そのところ余り軽視しないでやっていただきたいなど。いうふうに考えております。ですのでそこを少しご検討いただきたいと思います。

さて、循環型社会を目指していくわけですが、私最初これは、まさか、なかなかそんな実現しないだろうって思いながら、勉強始めたことなんですが、やはりこの、毎日のように報道されている何ていうんですかね激しい気象災害とか、地球温暖化とか、そこに生活変容が絶対求められていくっていうような報道と、そして今はもう戦争が起こってしまったのでそれによる物流の変化でありますとか、物価の高騰、こんなことを考え、日に日にこう社会の情勢が変化していくわけで、ですからこれはやっぱりこの循環型社会ってのはどうやら本気で取り組まなくてはいけない課題になっているんじゃないかと私は考えるようになりました。

で、先ほどの答弁の中に、木工体験を観光に生かしていくという、地域おこしの方がいるっていう話でございましたが、こういう行為、本当に一つ一つ地道な、地道なことを積み上げていって、こういう事なくしては成就しない事なんだと思うんですけど、いやそれにしても程遠い、循環型社会にたどり着くには程遠いと私は思います。

気の遠くなるような話なのだと思うのですが、今回のこの3年間の、森と海の6次産業化事業について、ロードマップがあるのか私は伺っておりませんが、最終的にこの3年間、何をもってゴールとするのでしょうか。そこをちょっと、具体的にお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 地方創生事業の面で言いますと、行政としては、成果指標を外部の識者で組織する検証会により、毎年評価していただいております。住民の皆様からの評価については、まず、令和5年度までの3年間で、町内の新たな産業としての成功事例を作らないと得れないと思います。それをもってさらに共同で、循環型社会を造成する気運ですね、持っていければと思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 本当に成功させてもらいたいと思います。その中の一つのサステイナブルツーリズムについてもちょっと伺ったのですが、地域DMOを立ち上げて、メニュー開発に取り組むっておっしゃってございましたけれど、これは、助成金としては、静岡県の市町村振興協会の助成金を使っただけの事業ということで、こちらも町の持ち出しはほとんどないよ

うなのですが、この地域DMOを立ち上げるに当たって、将来的には具体的にどのような方向性を描いているのかお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） DMOを持っていないとですね、旅行商品は扱えないということでございます。当然、中央の旅行代理店さんが作られたメニューを、私たちが来てくださいますというお願いしかできません。ただ、地域DMOをつくることによって、もうそもそも観光協会としてですね、こういうパッケージがありますという売り込みができますので、それをもとに、前回もお話ししてるかと思えますけれども、県の教育委員会や、いろいろな教育関係機関を通じて、学校の修学旅行であるとか、体験教室というようなことを誘致をしていければというふうに思っております。

また、ツッテ西伊豆というようなプロジェクトを今やっておりますけれども、お父さんは釣りが好きだからそちらに行きましょうと。ただお子さんと奥さんについては、船に乗りたくないからというもし案件があったときにはですね、別メニューとしてこういったものがございます。例えば農業体験をしたいのであれば、ワサビ田にお連れをすとか、もしくは新たな新規就農者で農業を観光体験として行っているところがあればですね、そういったところを、ご紹介をします。そうすると、1次産業と3次産業がマッチしますのでこれで6次産業化できます。中には鯉節の削り体験というものの2次産業と組み合わせることもできると。

ただ、これは、町としてのDMOを持っていて商品を提供することができないと、売り込みができませんので、それができるように今準備を進めているというところでございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 実はすごく欲しかったものでございます。私、観光業にもね若干関わっておりますけれど、これがあつたら、どんだけエージェント楽なんだろうなっていう、西伊豆町をまた使いたいあそこに連絡すればポンと出てくると、そういう状態がすごく望ましいので、期待をしたいところでございます。

で、伊豆半島には美しい伊豆創造センター、昨日から美伊豆という言葉も出ておりましたけれど、広域のDMOがあります。ここでは既にもう伊豆市が地域DMOを持っていて、そしてそこと連携しながら新たなツアーを造成したりということはもう始まっているようでございますが、西伊豆町としてはこの美伊豆との関係はどのようにしていく考えでしょうかお聞かせください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、美しい伊豆創造センターについては広域連携DMOに登録をされております。広域連携DMOというのは、地方ブロックレベルの区域を。一方で当町が考えている西伊豆観光プラットフォームが目指している地域DMOというのは、基礎的自治体である単独市町村の区域を、観光地域としてマーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地づくりを行っていくということになっております。

例えば、西伊豆観光プラットフォームで新たにつくった教育旅行企画などを、広域連携DMOである美しい伊豆創造センターのほうに情報提供し、そちらで、県内外に向けて情報発信をしてもらうなど、役割分担をつくれればですね、双方の団体にとってメリットが出てくると思いますので、今後うまく連携を図って進めていきたいと考えております。今、議員がおっしゃられたように伊豆市さんのほうでもそういう取組をしております、ぜひ西伊豆町でもやっていただけると大変ありがたいというような事もいただいております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうなんだと思います。すごく希望が、期待が持てます。美伊豆としてもその、伊豆半島やはりとても広いので半島全域をきめ細かく公平にかつ網羅的にってというのは、とても難しいそうだなって傍で見ていて思ったりすることもございます。西伊豆でしっかりとプラットフォームを構築して、そして商品造成なども一緒にやる、売り込んでいけたら本当にいいと思います。

サステイナブルなツーリズムを構築していったって、滞在時間を長くしていただく、リピートで来ていただく、そして、生涯忘れられないような体験を西伊豆でしていただく、そして、うまくいけば移住してもらったら良いんじゃないかなって、そんなようなね。で、ワーケーションもいいですよ。先ほどおっしゃいました、お父さんが仕事している間、子どもたちがどこで遊ぶとか、そんなようなことも、どんどんこう夢が広がっていくんですけど、このように視野がどんどん広がっていくと、果たして西伊豆町だけでいいんだろうか。ちょっと考えたりいたします。

やはり、伊豆は一つ一つと昔から言われているところでございます。せめて西海岸ぐらいを何かちゃんとかうカバーできるような、そんなDMOを将来的に描いていくようなことはないでしょうか伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては前回、現松崎の町長の深澤町長ともお話をし、うち単独でやったとしてもですね、雨天時などでは、宇久須のクリスタルパークぐらいしか

西伊豆町では対応することができないので、松崎町さんの長八美術館とか岩科のところを紹介するということがありますよね。逆に松崎に来られたお客さんを、西伊豆町の堂ヶ島をご案内することも可能ですよねというお話もしております。

そういうことをしているときに、今度は、土肥の土肥金山さんのほうから、うちも、もしそういうプロジェクトがあるのであれば、加えていただけないかというようなお話もございますので、余り西伊豆町ということにこだわることなく、観光パンフレットでは、西伊豆というジャンルは戸田から、それこそ南伊豆の、ちょっと西側のところまで入ってきますんで、そこまでが、本来は網羅しながらですね、観光DMOとして、連携ができれば一番いいのかなということは考えておりますし、両町そういったことで話が進むように、首長間では今話はしております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、西海岸全域まで広がるということは期待できることでございますけど、今年度はどのくらいまでこの地域DMOいける感じなんでしょうか。何か、目途は立っているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先月に第1回目の会議を行いまして、そのときには、まだ広域というビジョンまでは、なかなか遠いので、取りあえず町内でスタートさせて、それから軌道に乗り始めたら広域のビジョンも含めて、進めていきたいと思いますというような内容で始めているところですので、今年度につきましては、取りあえず町内でご協力いただける方を募りながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、町内での協力を、ということでございましたけれど、これも先ほどの話に少しっていうか、ほとんど関係してくるのですが、やはり丁寧な丁寧な、掘り起こし、拾い上げということをぜひしていただきたいと考えております。

で、昨年度の報告の中にフィッシャーマンジャパンさんが、西伊豆プロジェクトの方と一緒に西伊豆町のキーマンにヒアリングをしたというような報告がありましたんで、それをパラパラ見さしていただきましたけれど、極めて安易というか、何か、夏休みの自由、子どもの夏休みの自由研究レベルのような報告書でございました。で、いやこの程度だったらちょっとなっていうふうに考える。私はちょっと感じてしまったのですが、この丁寧な拾い上げ、これすごく地道な努力が必要だと思います。現在観光業を標榜してらっしゃらない方でも、

何か新しいコンテンツとして築き上げることができるかもしれない、先ほど町長体験っておっしゃいましたが体験などはやはり新たな掘り起こしてのは可能なのかと考えますが、この点についてはどうでしょうか。

何か覚悟があるというか、何かやるようなプランはあるのでしょうか。丁寧な拾い上げについて伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 仲田議員のおっしゃる丁寧な拾い上げというのが、どこまで広げて質問されているのかちょっとよく分かりませんが、私たちとしては、今現在、お願いに行き、地域DMOのメニューになりそうだなというところには今声をかけているという状況でございます、当然ながら、今そういったものに業態というか、仕事になっていない方に、今いきなりですね、お話を持っていったとしても、そもそもこれが仕事として成立するのかなというふうに聞かれると思います。

ですので一度この3年間なり、何年間のうちに、成功事例というものをつくって行ってですね、結果的に皆さんが参画していただければ、こういった形になりますよというものを示さなければいけませんので、まだ地元の方を全部巻き込んでということにはなっていないということでございます。

ですから最終的に、地域であったりいろんな方と関わって、いろいろメニューをふやすという事はやっていきたいというふうには思いますが、今からそれをやっちゃいますと、成果もなければ目標もなく、どういったところに行くのかも見えないもの、お示ししなければいけませんので、まずは明るい将来というものを作ってからの説明が、順序的には一番よろしいかなというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は並行してやっていただきたいと思います。

西伊豆の魅力は何なんだろう。観光客の方がここに来たときに、何を体験して感動していただくんだろうっていうふうに考えていったときに、いや、例えば何ていうんですかね漁業者の方とか農業者の方々の姿とか、これ観光ではなかったものが、やっぱり姿に感動する、共に何か体験するなんていうことは、ほかに替え難い体験になっていくんじゃないのかなと思うんです。そんなような西伊豆町独自の体験そして、うん、体験ですね、体験していただきたいと思うので、そのところを安易に通り返ることなく、私は拾っていく作業も並行してやっていただきたい。もちろん成功事例必要です。やっているうちに何だか、何をやっ



てるんだかわからなくなってしまうと、そのうちその焦点がぼやけてしまいますので、並行してやっていただきたいと私は思います。

で、こういう点は私は何かちょっと調べさせていただきましたけど、フィッシャーマンジヤパンさんってのは凄くこういうことを得意のような印象を受けました。石巻でやられていたこととかなので、地域に溶け込んでそういうようなものをちゃんとしてあげていくということが、何かお得意のような感じがいたしますので、そこ、しっかり気を抜かないでやっていただきたいとここで私はお願いしたいところでございます。

さて、そうしますと今まで伺っていたところで9,000万とか1億4,000万っていうのはとても大きな金額なのですが、現時点では、このまま、まだ2年目3年目やっていって良いというふうに町としては、平たく言えば1年目は9,000万円の価値があったかどうかというような事でございますが、このまま行くような目論みでおいででしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 3年度はまだ、調査段階ということで、これと言った目立った成果というものは出せておりませんが、今できることからやるという、アクションを起こしたことはですね、価値があったのではないかと思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は昨年12月の定例会において、健康福祉事業における生活支援の担い手について少し伺っています。運営してくださっている方々へのお礼について私はそのとき言及いたしました。1回の高齢者サロンを開いていただいて、健康マイレージ5ポイント、とてもここで金額は言えません。

で、今年度ですね、このプロジェクトのこの成果を見たときに、その投じた交付金とね、比較して見ていったときに、私、実は真っ先に彼女たちの顔が浮かびました。いくら町からの持ち出しはないとは言え、9,000万円の税金を使っております。私、本当にこの3年間のプロジェクトには期待しています。今に生きる私たちは、次世代への責任として、循環型社会、絶対構築、取り組まなくてはならないものです。

ですから、委託契約された企業には心して取り組んでいただきたいと。そして、町はそれをしっかり支えながら推進していただきたいと申し上げたいと思います。これが今日の私の論点の二つ目でございます。何度も私申し上げますけど、交付金が切れたら消えていくコンサルは、私、山ほど見えていますので、ここ絶対お願いしたいと思います。

そして、ここの論点がもう一つでございます。先ほど土肥集学校の話いたしましたけれど、経過報告、情報発信、住民に何をやっているのか、経過報告をこまめに、やっていただきたいという事です。やるべきだという事です。昨日からのこの一般質問の中でも、結局、何をやっているのかわからないとか、私たちには知らされていない、こういうところから、住民の心って離れていくんだと私は感じております。昨今の様々な動きで痛いほどわかっています。この土肥の成功例を見るにつけ、情報発信をするということは大事だと本当に思います。そうすることによって住民たちの理解も進み、一緒にやってやろうという気になるのではないかと思います。この点をご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。情報発信、経過報告についてでございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましても先ほどから申し上げておるように、今まで、報告であったりとか連絡ということが、不手際があったと。ですから改善をしたいと答弁をさせていただいていると思います。ですのでその件についても、今後、町民の皆様には、なるべく報告ができる機会というのは、広報にしいずなりを使ってですね、報告をしていきたいというふうに思っております。

ただ、フィッシャーマンジャパンさんとか、いろいろな業者さんが来て、3年で補助金が切れたら、いなくなるんじゃないかというご心配あるかもしれませんが、私たちはそういう事業所さんではないと思っておりますし、既にこの事業において、絶対に成功させるという意気込みで移住をしてくれている方もいるわけです。

ですから、それを、今まだ1年目で、調査の段階で結果が出ていないというのを見てですね、どうなるか分からないところにお金を突っ込み過ぎだというのは、少し安易に発言をされ過ぎているんじゃないかな、逆にやられてる方々の意思がくじけないかと、私たちは心配をいたしますので、彼らは彼らなりに、必ず西伊豆町内に6次産業化として、今後、必要となる産業の構築に、今、全力で取り組んでいただいていると、町としては考えております。

○議長（山田厚司君） 質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、この前半の地域再生計画のところでございますが、本当に実績のあるね、5社が協定を結んでくれていてそして、西伊豆町のことを、新たなことを模索そして挑戦してくださると本当にありがたいことなんです。もう得難いことだと私も本当に思っています。なので、それしっかり推進していただきたい、で、持続可能な発展は、常に町民共にあるという、こういう視点を町がしっかり持ちながら、彼らと関わりながら推進していきたい。いただきたいというふうに私は考えております。

では、二つ目の、今年度の防災災害対策について再質問いたします。町は令和2年に津波防災地域づくりに関する法律に基づく計画書を策定し、国から津波防災減災交付金を得て、2基の避難タワーを建設しそして、さらに今年度新たに2基の避難タワーを建設予定という答弁いただきました。

私も、津波避難施設については、昨年から一貫して継続質問しておりますが、宇久須浜の避難施設、そして仁科浜の避難施設についてはその後進捗はどのようなのでしょうか、もう少し詳しくお聞かせください。町内に存在する津波避難区域は解消するのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい、宇久須の浜地区におきましてはですね、昨年の議会定例会のときにもお答えいたしましたけれども、浜公民館と住民防災センターには耐浪性がないため、新規に津波避難タワー等の建設を検討していきたいと考えております。

また、仁科浜地区につきましては、令和4年度に津波避難施設の実施設計業務委託を予算化しておりますので、役場横の旧消防署跡地に津波に対応した緊急避難場所と、風水害でも避難できる施設の併設した津波避難施設の実施設計を計画しております。前回、計画したときの時点ではですね、消防団詰所を備えた複合施設を計画しておりましたが、今回は、消防団詰所を除いた形として設計を考えております。

また、場所につきましても津波避難困難区域の解消として、現状の旧消防署跡地は有効であるということで場所もそこでの検討を行って、建設に向けて進めております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今ですね、日に日に建材費、材料費が高騰しております。で、何かこう時間がいたずらに流れていく間に、予算的にはこれも削ろうとか、これも削ろうなんていうことが出てきやしないかと、私は冷や冷やしておりますが、ヘリポートなどはどうなんで

しょうか、そのままこの仁科浜のところですけど、そのまま作っていただくような計画にはなるでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） いろいろご提案をいただきましたし、町としてもそういったものは有効利用できると思ひまして、いろいろなところとお話をし、費用的にどの程度かかるのかなどを伺っていきますと、なかなか私たちの手には届かない金額を出さなければいけない、またそれを作ることによってですね、今度は屋上が、通常時使いにくい形にならざるを得ないというような状況がございます。

というのは、当然ヘリポートになりますと、プロペラがございますので、そこに障害にあるものはあってはならないわけです。そうすると手すり、本来の落下防止のための手すりがありますと、当然1メートル近くのせり上がりがありますので、そういったものの支障が出てくるとか、いろいろなものを考えると、そこまで整備をして対応するよりは、やはり元に戻って津波避難タワーという状況と、風水害の避難所としてのですね、機能を最優先するほうがいいのかなど。最終的にヘリコプターについては、ホイストしてもらってあげることが、有効かなというふうに思います。

仮にこれを通常利用しようとするすると、航路については360度開いておりますので、できるわけでございますけども、最終的に、その騒音であったりとか、いろいろなものの調査をしてからではないと、なかなかその許認可も得られないというハードルがございますので、一足飛びにそこには行けないなという、今結論で、人の命を守ることを最優先に、建物の設計に関してはお願いをしているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私はヘリポートは絶対必要だと思います。絶対必要だと思う。ホイストで高齢者を上げ続けるというとか、傷病者を上げ続けるというのは、少し、今計画段階においてそれを選択してしまうというのは私は、認めたくはないですということだけお伝えしておきます。

次にですね津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域のことでございます。オレンジゾーン、イエローゾーンって県が指定するというものがございます。このことについては、既に2年前に議会で論議されていると聞いております。で、町は、津波避難困難区域が存在する限り、この県のイエローゾーン、オレンジゾーンの指定は受けないとしているんですけど、現在この賀茂郡下で受けてないのは西伊豆町だけです。唯一です。で、いろいろ調べていき

ますと、それではなくて国の補助金を申請したほうが交付も早く来ます、フットワークがよく来ますし、交付率も高いというようなことを私は知りました。

で、町はですから西伊豆町津波防災地域づくり推進計画を策定して進めています。ところがですね今年度、県は何かこう、強制的にですね一括指定する計画になっているというふうになってきております。町はどのように対処するのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。これ県指定受けますと、国の減災交付金はもらえなくなったりするんだろかなんていう懸念もございます。ちょっとこの辺についてお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まずですね、イエローゾーンというのは、そもそも何ぞやというところなんです。ここに書いてあるのは、いざというときに、津波から逃げることができる区域の指定なんです。ということは、逃げることができないところを、区域指定されても困るわけですよ。

ですから私たちは、逃げる場所が確保できたら、イエローゾーンの指定をお願いします。ということで今までも言っておきまして、それに合わせて、逃げられる状態になるように、津波避難タワーであったりとか、いろいろな避難場所、避難所の整備を今進めております。

ですから、県のほうが一斉にということをやられているのは確かにそのとおりではございますが、浜松市を含めて、数市町はこれに反発をして、この指定をされては困るということで、今言っておりますので、年内に県がどのような対応をとられるのかわかりませんが、うち以外にも、この指定はまだ時期早尚で、まずいのではないかという意見を言っている自治体はあるという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 何か、何らかのペナルティーを設けるかもしれない。というようなこれ噂レベルかもしれないのですが、聞いておりますが、その辺のところは聞いていらっしゃるでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのようなことについても、前回は行われました県の市町長会の中でお話しが出ましたが、該当市町からは、もうそのようなことをされるのであれば、違う手段を取って私たちは県と戦うというような形を取らざるを得ない。というような状況になっておりますので、ペナルティが与えられたとしてもですね、そもそも県の言っている、いざというときに津波から逃げることができない区域の指定には、当たれないんですよ。ですから、これ

にしないとお金を出さないんじゃないかと、本来これになるために県が交付金なりお金を市町に出して、いろいろな整備をして、早くイエローゾーンの指定しましょうよっていうのが、私は県の立場だというふうに思っておりますので、そもそも県のスタンスはおかしいと言わざるを得ないと思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、西伊豆町では津波避難困難区域を解消した上で、さらに、津波避難対策を推進するために、この指定を受ける方針だっというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はいそれはもう2年前も3年前も同じように答弁してるかと思いますが、町の方針としては、安全でない状況が確認されていないのにイエローゾーンの指定を受ける気はございません。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。理解いたしました。では次にハザードマップの活用について伺います。各戸配布が完了しました。とても大きくて、班長さんがお配りになるときに、留守のお宅のポストに入らなかったよなんていう苦情も来たりしておりますけど、私これ大変すばらしい出来だと思います。内容が充実していますし、何より色がとてもきれいです。透過度もちょうどいい具合で、私防災オタクですけど、ずっとこう見続けていられる書物のような、すばらしい出来だと私は思っています。

で、全ての住民が自分の住んでいるところにこの潜む危険を知り、そして、起きてしまうかもしれない災害について、正しく理解し、正しく備える。このようになってほしいものだと思います。

そのためには、ハザードマップ配るだけではなく、しっかり読み解いてもらわなくてはなりません。自分の必要なところだけでいいんだと思うのですが、読み解いていただかなくてはならない。そこまでやって初めてハザードマップが生きるというものです。先日、私は防災委員の研修会に伺うことができましたそこでこのハザードマップについても、防災課説明されていましたが、この防災委員さんに話すだけで果たして十分なんでしょうかと私はそのとき感じました。住民がしっかり理解するために何かほかに方策は考えていないのでしょうか。例えばですね、津波避難タワーにしても現在計画中のものがあります。それは今当然マップには載っていないわけなんですけれど、タワーが完成すれば避難地の表示も変わっ

てきます。何か変更があれば、住民が随時最新情報に書換えていけるようなそんな仕組みづくりなんてのはどうなんでしょうか。

配布されたらそのときバラバラってめくってそれでお終いではなくて、情報が更新するたびに開いて確認するという、何か仕組みです。常に身近に置き、手に取る機会も多くなれば、避難行動確認の反復にもなり、自然と避難行動に影響を及ぼすと私は思いますが、このような、何かこう、住民の方々により良い理解を進めるための方策というのは考えていらっしゃるのでしょうか伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一番いいのは町内会ごと、もしくは区ごとですね、防災講座などを行って、出席していただけるのが一番わかりやすいのかなというふうに思いますけども、西伊豆町内、区だけでも20から30近くの区がありますので、なかなかそこに一つ一つ出向くのも難しいのかなというふうに思います。

ただ、そうは言っても、やはりそういったこともしなければ、なかなか周知徹底には至らないというふうに思いますので、なるべくできる限りですね、そういうことも検討していきたいというふうに思っております。今後、沢田の津波避難タワーを建設するに当たって、地区の公民館におきまして説明会をしますので、できればそういったところにですね、防災マップを防災課の職員が持って行って、これからこういうものを造りますけれども、町内にはこういったところに津波避難タワーがあつたりとか、高台の逃げる場所はこういうところですよ、あわせて風水害のときはこういう対応をとってくださいという説明はできるのかなというふうに思いますので、機会を見て、できる限り説明ができる環境は整えていければというふうには思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そこまでやって、ハザードマップの活用、完成なんだと思います。ぜひそれは進めるべきだと考えます。並行してやって行っていただきたいことを先ほど伺いました、県が進める私の避難計画というものでございます。これは町も協力するというところでございましたけど、これ先ほども答弁にありましたように、発災前に、計画ですもんねこれね。だから大雨のときとか地震のときにどのように避難をするか計画を立てておこうという、そしてそれ家の中に張っておきましょうというものでございます。これは自分の住んでいるところに起きる、起こりうる危険について考えて、避難行動を決めておくのにはとても有効なものだと考えます。

今まで漠然とこう避難を考えていたものが明確化してきます。もしそこに課題があれば見えてくる、平時に準備しておくものだと思います。これについては協力して進めたいとおっしゃってましたが、具体的にはどのように住民に浸透させていくおつもりなのでしょうかと伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今県はですね、私の避難計画というものを進めておりますけれども、2年前にですね、津波避難訓練のときに私の避難カードを作成し、実施しようと、町としては、計画をしておったわけでございますけれども、コロナの状況で訓練が中止となってしまったので、実際にはそれは実行することができず、そのままという状況になっております。

今後、コロナの状況によってどのように、今後皆さんの行動制限というかですね、そういったものが緩和され、自由に避難訓練などに出席できる状況になるかというのは、状況見なければわかりませんが、今の推移でいきますと、今度の9月1日は、通常に戻った形で避難訓練ができるのかなというふうに思っておりますので、もし、可能であればですねそういったときに、あらかじめ区長さんとか町内会長さんをお願いをしておいて、こういったものが県から来てますので、各々書いていただくようにとか、自分で意識をしていただくように促しをしていただだけませんかというお願いはできるかと思えます。

全てのところの避難訓練所に、役場の職員を配置することは不可能でございますので、やはりそこは区とか、自主防災会をお願いをして、周知を図っていくことが、一番わかりやすいというかですね。周知しやすい手法かなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） これ今、町長おっしゃった西伊豆町で作った私の避難カードっていうものでございますが、これは2019年に起きた山形県沖地震のときに、鶴岡市がその後作ったものを、それを勉強させてもらってそして、西伊豆町版に改定したものです。これと、県が今回持ってきている、わたしの避難計画ってのはちょっとフェーズが違いますので、何か一緒に出してしまうと、逆に混乱してしまうかもしれない。なので少し間を置きながら、でもいずれも私はとても役に立つ、避難行動を考えていくときに、この、津波防災地域づくりの推進計画の中には、防災訓練の推進というのがあります。

なので、ちょっとちゃんと計画を立ててですね、進めていってそして、区長さんとか防災委員さんたちにも、十分ご理解いただいた上で、進めていくべきだと考えます。最後にですね学校における防災教育について伺います。災害に強いまちづくりを考えたときにはハード



の整備のみならず、人づくりがとても大事だと私は考えます。防災意識の啓発と普及活動に、住民や学校、そして事業所、先ほど言及しました高齢者サロンなど、あらゆる塊りっていうんですかグループの協力を得なくては、漏れが生じてきます。

答弁でもお話されていましたが、今月から来月にかけては、西伊豆の幼保小中では、県の賀茂地域局による防災講座が予定されています。私は、防災士として講座の協力を求められて携わることもあるのですが、ここの講座は割と一般的な内容のことが多くて、もちろん起震車とかとても衝撃で、もうこれ1度載ると本当に忘れられない、恐ろしいものだという体験できます。でもこれ一般的で、割と身近な内容がちょっと足りないなと私感じる人が多いのです。

西伊豆町内、先ほどから言っておりますけど、自分に起こりうる災害リスク、こういうような教育は、県にお任せではなくですね、町も積極的に関わったらどうなんだろうって思います。先ほど言いましたけど、先生方の教職の過程で、防災教育というのが、履修科目として、入るようになったということも聞きました。

なので、防災教育ってのは学校の中で、しっかりやらなくてはいけないものだという事はもう明らかでございます。町がもう少し積極的に関わったほうがいいかなっていう、学校における防災教育、関わったほうがいいかと考えますけれど、これについては、具体的には考えていらっしゃらないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 以前からの学校ではハブとか、いろいろなことも行っておりましたんで、今後県などとも協力をし、また、学校ともですね、町の防災課が連携をして、防災教育というのは、今まで以上に増やしていきたいというふうに思っております。

ここでもし地域の方のご協力をいただけるのであれば、そういった方の手助けも仰げればというふうには思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） おっしゃるとおりですね、防災課の職員だけではとても手が回らないことなんでしょう。今またハードの建設については、お忙しいことだと思いますので、民間の協力を仰げばいいんだと思うのですが、西伊豆町は松崎町に比して防災時の資格取ってる方が少ないですよ。

そんなようなことも考えますと、今後何か増やす方策考えていただけるといいなと思えますけれど、その点については考えたことはないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なかなか難しいのが、あなた防災士になってくださいと言ってお願いをできるような案件ではありませんので、やはり、防災に関して関心の高い方がいらっしゃって、この方であればお願いできるかなという方が現れたときにはですね、ぜひ、防災士になっていただけませんか、というようなことはあるのかもしれませんが、そこがなかなか難しく、仲田議員もサイボラの会長さんやられていて、そこにいらっしゃる方、ほぼほぼが女性の方で、女性が家をほったらかして防災士の資格を取って、それに躍起になって活動できるかっていうと、そこもやっぱり難しい問題がありますので、お願いしたいのは山々ではございますけれども、現状としては難しい。

ただ、そうは言っても何もしないってわけにはいきませんので、機会、また、人がいたらお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） これ、工夫次第で可能かと思えます。防災士も県のやっているふじのくに防災士でありますと、少し敷居が低くなると思いますか講座のやり方にも工夫ができると思いますので、ぜひ、前向きなご意見、ご検討、いただきたいと思えます

。防災力の向上には、小学校からの積み上げですね。それ、もう望ましいと私考えます。で、私は昨年、私ではないですね災害ボランティアコーディネーター連絡会では、昨年高齢者サロンを回って、きめ細かな防災についてお話しする機会があつてそんなこともありましたけれど、こういう普及活動をしておりますと、子どもたちの親の世代ってのはどうしても空白になっちゃうんですよ、なかなか個々の方たちに防災のことを正確に理解していただく機会ってなかなかつくりにくいんですけど、これ子どもたちが学校でしっかりこう学んでくるという意識を持って帰ってくれば、家に帰って食卓でその話をする。そうすると家族全体が正しい理解と正しい備えをするようになるんじゃないかなと私は考えます。

ですので、とにかくその防災意識の向上には、今やってくれているハードの整備のみならずですね、人づくりがとても大事です。普及活動に重点を置かなくてはならないと私は考えます。今後こちらにも力点を置くべきだと思えますがその点については、考えておいででしょうか、最後に伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほども申し上げましたように、県などと協力をして、子どもたちに防災教育という機会は今後増やしていければというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 子どもたち、そしてそこから家族、そして、いろいろな様々な事業所、  
こういうふうには災害に強いまちづくり人づくり、進めていって行くべきだと私は考えます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

再質問終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

---

◇ 堤 豊 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。一般質問を続けます。

通告7番、堤豊君。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） ただいま議長より許可が得られましたので、壇上より一般質問をいたします。

私の件名は、1、堂ヶ島地区の土砂災害について、2、西伊豆町の役場職員の宿直についてを一般質問いたします。

件名1、（1）令和4年4月21日夜間より、線状降水帯と思われる雷雨により、翌22日金曜の早朝、堂ヶ島付近で土の押出しと思われる災害が発生しました。

観光地である堂ヶ島地区のコンビニエンスストアの近隣の河川である、三堂川からも冠水がありました。

被害は特にドライブイン2店舗、コンビニエンスストア1店舗が大きいように感じました。その後、各店舗に浸水した水、泥の排除作業、店舗外の泥と側溝清掃など、各店舗従業員を中心に対応をしました。

町より依頼された西伊豆町シルバー人材センターの出動、町職員の応援、県土木職員の応援をいただき、4月22日午後3時頃に、跡片づけを終了することができました。

以上を踏まえて質問します。

①災害にあった中で、町の職員を中心に支援、応援をいただきました。町では突発的な災害の初動体制についてはどのように考えていますか。

②遊覧線乗り場付近の広場も、相当な土砂とごみが集まりましたが、土砂の撤去に対しても支援活動をいただきましたが、行政の指導によるものでしたか。

③シルバー人材センターの出務は何名くらいあり、また、その連携はどのような体制になっているのでしょうか。

④国道の側溝にたまった泥は、土木事務所の支援によるもので、町との連携はあったのでしょうか。

(2) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別区域（レッドゾーン）の違いについて

イエローゾーンは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命または身体に被害を生じる恐れがあると認められる区域とあります。

一方、レッドゾーンは、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域となっています。違いについては、建築物の損壊の部分が認められます。

以上を踏まえて質問します。

①イエローゾーンとレッドゾーンの違いは、建築物の損壊のみで決められたことで、特にその他の問題は、ないのででしょうか。

②大雨警報が発令されている状況で、静岡県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報がありますが、県と気象庁とではどちらの情報が優先されるのでしょうか。

件名2 西伊豆町の役場職員の宿直について

(1) 西伊豆町の役場職員の宿直について

令和4年6月より、宇久須支所の職員の宿日直が廃止され、仁科の本所に集約されると発表がありました。

役場職員の皆さんも、日直や夜勤の当番が回ってくると宿日直担当としてご苦労されていると思います。賀茂郡下では、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町では、既に宿直を民間業者に委託しており、職員による宿直業務はないとのことでした。

以上を踏まえて質問します。

①賀茂郡下では、西伊豆町を除き全ての市町が、宿直を民間委託されています。

時間帯は、17時から翌8時とのことですが、休憩時間はあるものの、夜間の巡回、災害対策の連携、電話の対応などしている様であり、民間委託でも問題なく対応していると聞いています。

この際、本庁の宿日直も民間委託すれば、役場職員の負担軽減にもつながると考えますが、民間委託に対しての町の考えはいかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは堤豊議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の堂ヶ島地区の土砂災害についての（1）の①今回の災害は広範囲であったものの、県・町の防災課や建設課が早急に対応したため、朝の時点では通行止めを解除でき、初動体制はスムーズにできたと思っております。しかし、地域での土砂撤去などに困難案件がございましたので、役場職員10名以上を派遣し、随時作業に従事いたしました。

ただ、今回は比較的小規模なため、このような対応を取ることができましたが、避難所開設や、道路封鎖、通行止め、大規模土砂崩れなどが発生の際は、職員を派遣したくても、派遣できる体制が取れなくなりますので、毎回職員を派遣できるという事ではないということはお承知おきいただきたいと思います。

次に②と③につきましては、関連がございますので一括で答弁をさせていただきます。

堂ヶ島園地付近の対応につきましては、町で土砂の撤去をシルバーに委託をしております。シルバー人材センターの出務は11名でございます。

次に④につきましては、国道については土木事務所が業者に手配をし、路面の土砂と側溝に溜まった泥をとっております。町は、河川付近の土砂と側溝の土砂を撤去しております。また、堂ヶ島マリン船付場付近に河口がある大金川につきましても、暗渠に土砂が堆積していたため、撤去したところでございます。

次に（2）につきましては、建築物に損傷が生じることに加え、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造が、規制されているという違いがございます。

次に②につきましては、土砂災害警戒情報は、静岡県と気象庁で共同に発表されますので、特に優先順位はございません。

次に大きな2点目の西伊豆町の役場職員の宿直についての（1）につきましては、通告のような状況もございますので、先ずは6月1日から宇久須支所の廃止をし、本町での対応と

させていただいたところでございます。現実的に県庁もそのような対応を取っておりますが、末端の市町がその対応を取ったとき、住民にスムーズに対応できなくなるという懸念もあるため、しばらくは本町の宿日直は残していきたいと思っておりますが、住民のご理解が得られたならば、宿日直を廃止し、民間委託という事も出てくるかもしれません。ぜひそういった時には、住民の皆様への説得と議会での取りまとめ役をお願いしたいというふうに思っております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回、4月の21日から22日にかけての大雨警報なりそういうものが、発令されたかどうか、質問をしたいと思うんですけど、私、自分が、理論的な事じゃなくて、自分が初めてこういう土石流というか、そういうものが、自分の近隣で起きた。

また、約6年前になるかと思うんですが、大型台風が堂ヶ島地区に来まして、ドライブインの一部が崩壊しまして、約500万から600万円の損害が出ました。自分がその被災者というものになると、そういう助けていただいた事とか、手伝っていただいた事は非常にありがたいと思います。また、それを次の、そういう事を知らない人に教えてやる事も非常に災害というのは大切だと思います。

それは、余分な事でございますが、非常に自分が被災者になったという事を、皆さんも前提にして、この防災というのは考えられないと。いつ来るかわからないものをガタガタしていてもしょうがないのか分かんないけど、その辺はやってほしいと思い、一つそういう中で質問させてください。21日の夜間は大雨警報というのが、町当局は発表されたのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい、気象情報につきましてはですね0時13分に、大雨注意報、雷雨注意報が気象庁から発令されており、その後、1時50分に暴風警報が出ました。今回、大雨警報は出ておりませんでした。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） ありがとうございます。この大雨警報じゃなくて、失礼しました。あれは、今言ったように発表されたということですけど、この時間が0時、今、課長のほうからは、今ありましたが0時13分、要するに夜中であって私はその被災者の人の1人なんですけど、完全に眠っていて、被災した、しないというのは、情報は放送では聞こえなかった。

そして、誰からも3店舗、近隣にあったんですけど、誰からも連絡が無かったという事がありましたけれど、朝になって、当然それで出動して片づけたわけです。駄目になったわけですけど、そんな中で調べたあれが、土石流とは、山の山腹や川床の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へ押し流される現象ですが、4月21日の夜間に、先ほど言ったような形であったわけですよ。

前兆現象というんでしょうか、やっぱりこういう被災をした時にはなんですが、この日、前兆現象というのは、水が被災があった3箇所のところの1箇所は多分、水が入って、また、営業もしていたと思われんですけど、その辺のあれですか、前兆現象というか、事前のそういう被災の連絡はあったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 役場につきましてはその、堂ヶ島関係の冠水の兆候っていうような形だと思うんですが、それについては、兆候の連絡は特にございまして、それ以外に警察及び土木事務所からは、冠水の通行止めっていう連絡は入ってございました。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 堂ヶ島付近のところは川が二つ流れてまして、三堂川、それから、大金川という三つの水が流れています。今回のこの堂ヶ島のところの被害が有ったのは、三堂川、三つの堂ヶ島の川、三堂川の冠水によるものであります。

三堂川から冠水があったわけですけど、堂ヶ島の遊覧船の棧橋に流れる川、これは大金川、三堂川と大金川の区間のところは私の感覚ですと15メートルぐらい平行して、水が流れていると思っております。大金川は、先ほど町長からも説明がありましたが大金川の冠水とか、氾濫は大金川もう1本のほうは無かったと思います。そして、

一方、今言った三堂川は、先ほど言ってるように、氾濫があって、土砂が流れてきたわけですけど、大量に流れたと思いますけど、その辺の大金と二つの川が土砂が流れてきたというのは、町当局は認識していたでしょうか。朝。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町のほうには、下田土木事務所さんのほうからご連絡をいただいておりますので、それは把握をしておりましたし、その影響による通行止めが発生しているという事も、把握をしております。

ですので、建設課を含めて、早期の対応をしましたから、早朝には通行止めも解除がされて、通常勤務で移動される方たちに支障はなかったと、いうことでございます。

なお、それだけでは堂ヶ島園地の清掃など、人が足りないだろうということも予測されましたので、町のほうからシルバーさんをお願いをし、また、田子地内でも、そういった土砂災害というかですね、土砂が道路に出ているという事案が発生しておりますので、役場職員などを10数名派遣をして対応させたと。ということで、全て土木事務所などから連絡が入っておりますので、町は把握をしております。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） その件につきましては、大変、観光協会あと観光業者も含めて、地域の堂ヶ島の地区の住民いましたけどみんな感謝の気持ちでいっぱいでございます。

そんな中でございますが、今言った氾濫を起こした三堂川じゃなくて大金川のところの下は、堂ヶ島の遊覧船の下に川の状態になってるんですけど、土砂が、やっぱり川の流れて氾濫はしなかったんですけど、流れてきたんですけど、その土砂を確か3日間か4日間、土砂の取り除きをしていただいたと記憶しています。5月の中旬、5月の23日から3日間か4日間、作業、大型のクレーン車が来てやったと思うんですけど、その辺は認識しておりますでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 認識をしているのではなくて、先ほど壇上で申し上げましたように、町が発注して仕事をしてもらってますから、町が発注してるものを認識していないということはありませんからよろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 先ほど、シルバー人材センターのことで11名の方が、応援に来ていただいたという事でございます。これは、4月の22日の朝からの仕事かと思えます。そのときに、人材センターの一部の方の声が、泥の排除作業、店舗周りの泥と側溝清掃は、各店舗の懸命な作業と努力が目につき、応援のしがいがあったとの声を聞きました。

これについては、大変感謝する思いでした。シルバー人材センターさんは、私の感覚でいくと2時ぐらいまで、業務終了の報告というかそういう連絡があったんですが、町当局には、2時ぐらいに終わったという、報告はありましたでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） シルバーさんからは3時43分に作業の完了という通知が来ておりますので、2時には終わっていないというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。



○4番(堤 豊君) 3時43分、すいません、これは私に報告へ来たところが2時だったもんですいません。それが、町長のところに報告が来たのが正しいと考えます。すいません。

次に、堂ヶ島、136号線の国道の側溝にたまった泥の排除のことを関連としますが、136号線のカーブのところの部分のこの側溝に、もろに泥、それから側溝が埋まった状態になって石コロも全部出たんですが、このときの仕事というのは、やっぱり、県土木の対象で、町はそれに対して応援体制を取ったということで、責任というかそのあれは、国道136線の管理というのは県土木事務所が、国がやってるということになりますけど、その辺は段取りよく清掃していただきたいということなんですけど、町の、そのときは応援が入ったんでしょうか。この辺であればやめますけど、この国道136線のカーブのこのずーっとこれが時間が掛かったところなので、

○議長(山田厚司君) 質問者、もう少し何を聞きたいのかをはっきりと言ってもらえますか。これ、壇上でも結構答弁してますんで。

堤豊君。

○4番(堤 豊君) 136号線の国道の側溝の泥が埋まったんですけどそれは、土木事務所の方だけが単独でやったのか、町の応援が入ったかという質問です。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 壇上でも申し上げましたように、国道につきましては、管理者は下田土木事務所になりますので、下田土木事務所が業者さんに手配をして、路面の土砂と側溝にたまった泥を撤去しておりますというふうに壇上で答弁しております。

これは町の管轄外でございますので、そこに町が手を出してしまいますと、なかなかうまく行きませんので、それは、県は県の仕事、町は町の仕事として行っているというものです。

○議長(山田厚司君) 堤豊君。

○4番(堤 豊君) この堂ヶ島の、この道路の関係はこれで終わります。

続きまして、土砂災害でございませんですけど、イエローゾーン、それからレッドゾーン、これについても、ちょっと関連で質問をしていきたいんですけど、私も、これについては、何度も繰り返し読んで1ページから50ページまで、ほとんどは、宇久須地区とか仁科地区とかそれが分断されていますから、自分というか、仁科地区の対象のところはそうたくさんはページはありませんでしたけど、そういう中で、イエローゾーンと、レッドゾーンというところの違いっていうんですかこれが、読んでいくと、ほぼ、一緒のような表現だったんですけど違いを探したら、レッドゾーンとイエローゾーンの違いは、建築物の損壊が生じ、という

ところがレッドゾーンで表記しております、それ以外は全くそのイエローゾーンとレッドゾーンの、表記が同じなんですけど何かこの辺は意味があるんでしょうかそれとも私の勉強不足なんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これに関しましては町が、このイエローゾーン、レッドゾーンを指定したりとかですね、いろいろなことをしているわけではなくて、国県が土砂災害警戒区域とか、土砂災害特別警戒区域というものを示してやっておるものでございますので、これは町のほうでは答弁はできません。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 先ほど、前任者の方の質問にもありましたけど、イエローゾーンとかレッドゾーンというのは、県の要するに、立場での指定っての受けないで、あくまでもその西伊豆町は、これを参考にしてやんなさいよ、県は、何て言うんですか、認定すると言ったって、県の立場は、これについての責任は負わないよということなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、堤豊さんが言われているイエロー、レッドと、先ほど仲田さんの言われたイエロー、レッドは別物ですからね。それがおわかりになって質問しているのであればいいんですが、先ほどのやつは県が指定するのをうちは該当しないようにしてくださいとお願いできますけど、これはもうここはそうですよってもう区域が決められて、その地図に落とし込まれておりますから、私たちが何かを言うということではできません。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） これは、先ほど町長のほうから説明がありましたんですけど、大雨警報が発令されるときは、静岡県と気象庁が共同で発表するとあるんですが、気象庁というところと、静岡県が何か連絡を取り合って、そういう大雨警報とかそういうのは、発令されるんですか。だって、両方話し合ってるよりは、そう急ぐならば、気象庁から先にやれ、いや県のほうが先にやるっていう事で、やるんですけどこれは何かこう話し合いでやっていく事なんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい、これにつきましてはですね、静岡県の担当と気象庁と、その場で、当直で、その電話のやりとりをしまして、両方のシステム、雨量状況、気象庁から来てる雨量状況を見ながら、どの時点で土砂災害警報を出そうかっていうことで、合意のも

とで行っているということです。それについては直接もう、切迫していますので、合意しているのを電話連絡だとか、そういうような形で一応やってと言うような事でございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） もう一つだけ、この関係で防災の関係。ハザードマップの、これ見て疑問に感じたところがあるんですが、これは課長のほうとも、昨日ちょっと勉強させてもらったんですけど、この防災ハザードマップの13ページを見ると、南海トラフの巨大地震、これ、最大津波浸水として、仁科の中区の場合は、南海トラフ巨大地震が来ても、最大津波浸水は、中区は0.3から1メートル、0.01から0.3メートルということで、ほとんど、最大津波のあれが、ないように、ここには記されています。

また、P37ページを見ますと、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域というところを見ますと、仁科の中区は3メートルから5メートルということで、洪水浸水想定区域になっているということなんですけど、この辺が、南海トラフ巨大地震の最大津波、それが、洪水浸水想定というこのところをちょっと、もしあれでしたら、詳しい説明をお願いしたいんですが。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 海から来る水なのか、山から来る水なのか、その違いでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） この辺は私も勉強中でして、これから少しこの防災のところも、一生懸命勉強して、これからまた質問するときは、しっかりした質問をしていきたいと思えます。

2番目の、宿直の件でございます。先ほどもう町長の発表の中で、説明があつて、当面はしばらくの間は、宿日直を職員にやらせて行くという事でございますが、しばらくというのは当面、例えば、1年後ぐらい、いや、もっと先かもしれない。その辺の単位ってのは、町長の考えで、どちらですか。もう近くにやるのか、それとも1年2年後になるか、様子を見てやるのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 住民の皆さんが全く困らないという状況であれば、しばらくは1年なのかもしれませんけれども、少なくとも、多少なりとも、住民の方に影響が出ると、私たちは思っておりますので、その理解が得られるまで、しばらくの間は本町の宿日直を置くというものでございます。

ですので壇上のほうで、住民の皆様への説得、また議会の取りまとめを堤豊さんをお願いをしているという事です。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 役場職員の管理職の方は、担当することはないんでしょうけど、役場職員の男子も日直のほうも女子もみんな対応していると思うんですけど、先ほど冒頭に申し上げたように、賀茂郡下では下田市も含めて、西伊豆町だけが残ってしまったと。ほかは、松崎町は去年にあって、宿日直は廃止したということで西伊豆町だけがちょっとこう、私のあれで行くと、なんで役場の職員も負担が、これ私の勝手なあれですけど、相応に、宿日直というのは負担も役場職員にはあるんじゃないかと。

責任の問題とかそういうのはあると思うんですけど、その辺は、町長の、あくまでも判断でやることだから、ということでもいいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに役場職員には負担は掛かっていると思います。ただ、住民のサービスという点については、西伊豆町は、そういった面は他の市町に比べれば、優しいサービスの提供をしているという反面がございますので、職員を優先的に考えるのか、地域の住民サービスを優先で考えるのかというところで、宇久須地区につきましては余り案件が少なかったということと、電話での対応は、本庁に転送すれば対応ができるということがありましたので、廃止をさせていただきまされたけれども、それらを総合的に考えて宿日直に関しては、当面の間、置いていくという答弁をしているところでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 町長の言うように、住民サービスということで、やられるということだったら、その理解できるんですけど、その住民サービスの裏側には、先ほど言ったように、職員の負担というものがあると思うんですね。

で、各賀茂郡下のところは、西伊豆町を除いて全部がそういう、住民サービスも含めた形で、そういうものを引継ぎをしながら、そういう、宿日直を委託したと、いうことでございます。

私も、せっかくだったから、ちょっとこの通常業務、それから受付業務、情報伝達、読むと長くなるから、あれですけど、やっぱりみんな各地区で、その辺はしっかり、業者がやるということで、引継ぎをしてるわけなんですけど、何かやっぱり住民サービスということ町長は一言で言いましたけど、住民サービスのみで、西伊豆町は引き続きやるということですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 下田、賀茂郡下、宿日直全くないように、堤議員おっしゃられますけれども、東も河津も南も松崎も日直は置いておりますからね、まずそこを間違いなくお願いをします。

それと、壇上でも申し上げましたけれども、確かに、職員のことを考えれば宿日直ないにこしたことありませんので、皆さんがそれで良いということであれば、別に私たちは無理やり置こうということは考えておりません。

ただ、無くすることによる住民サービスの低下も考えられますので、しばらくの間は置いておきますよ、しばらく置いておくときにですね。宇久須のほうが無くなった事による、いろいろなクレームとか、困り事が本当になくて大丈夫だったのか、本当に宿日直を今後廃止しても良いのかを検証しないままに、職員の待遇改善のために、すばっと切ることはできませんので、しばらく置いておくと言っているものでございますので、早急になくせというふうに議員がおっしゃるのであれば、壇上でも申し上げましたように、ぜひ住民の説得と議員の皆さんの取りまとめをお願いをしたいということをお願いをしたところでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 同じ事をやってもあれですから、町長の考えが、そういう住民サービスということを前提にしてやってるといふ事だったらそれはそれでいいんですけど、ご存じのように私が言うべきようなことじゃないんですけど、一つの組織の中には、組合というのが発生すると思います。ほかの他市町村では、みんなもう、民間に委託してるのに、西伊豆町だけの職員は、いまだに、そういう組合がある中で、それと、そういう中で、いや俺はそういうのは何とか休みの日はしっかり休んで、というふうな声っていうのは、やっぱり町長の耳には入らないんですか。

そういう組合というのは、そういうものに対して、もし、こういうことで、何で、いやほかみんなやるならしょうがないですけど、ほかみんな、少なくなって、民間業者に委託するのに対して、西伊豆町だけが残ったりというのが一つ。イメージ的に、私はちょっと感じるんですけど、そういう組合対策とかそういうものも必要になるかと思うんですけど、その辺は町長は考えてますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そういった声もございますので、宇久須地区の方々には区長さんを初め、お話をして、ご理解をいただいて、回覧も回して、何とか、無くしていくという方向で決めたという事でございます。別に組合の意見を聞いていないわけではございません。組合

の意見を聞いて、住民の意見をないがしろにしろという事でもないわけですから、そのバランスをとって、しばらくの間は、本町は置かせていただくということで判断をしているというものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君、

○4番（堤 豊君） 町長の考え方はわかりました。責任を、やっぱり役場職員は、一つの業務の中で、自分が回ってきたときに、それなりのプレッシャーというのを感じながら、精神的な面の、そういうものも、多分そういう人達ってのはあるんじゃないかと思うんです。

できる限り、ほかの市町村というか、賀茂郡下以外のところをちょっと次、そんな時間がなかったけど、県下でも、ほとんどがもう、民間委託にするというのがほとんどの流れだというふうに私は聞いておったもので、いや何で西伊豆町だけ、遅れてるのかなというふうに感じましたもので、しました。

役場職員の皆さんの理解も得られ、そして、役場のほうも、順調に行くというのであるなら、私は何も反対しないけど、ただ、流れはそういう民間委託をするという流れである事だけは間違いないという事を申し上げて、私の再質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

---

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。一般質問を続けます。

通告8番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） それでは、通告に従って、質問していきたいと思えます。

①田子地区の民家がこうむった災害への賠償について

令和3年9月、田子合ノ浦の民家に、裏山からおおよそ直径2メートルから3メートルある巨岩が落石し2階居住区に衝突し、外壁を外壁部材を激しく破壊し、階下の台所の外壁をぶち抜くとともに、内部の器具を損傷させ、台所に残置状態となる災害が発生した。

この災害については町の損害保険の鑑定員が、巨岩が落石した原因は町が行った法面工事にある、としているにもかかわらず、賠償額が折り合わず、9か月が経過するも賠償問題は解決せず、愛着のある家が損傷状態のまま長期放置されていることに、被災者は大変な心労を抱え込んでいます。

町は、この件についてどのように解決しようと考えているのでしょうか。

次に、津波避難について

#### ①津波避難におけるハザードマップについて

今年度新規にハザードマップが作成され各家庭に配布されました。ハザードマップは住民が危険に対する立ち位置を知り、災害時、どのような避難行動をとるのか、手引となるものであります。

生命財産を守るために、十分な調査の上、町独自の情報、新規の情報を組入れ、順次改訂されていかなければならないですが、今回のハザードマップはどのような方針のもとに作成されたのか。

#### ②津波避難時の園児児童の引渡しについて

東日本大震災については、津波到達前に園児を保護者に引渡したために犠牲になった事例がありました。

当町の場合、津波到達時間が極めて短時間であることが予想されており、引き渡す時間的余裕があるかは疑問ではありますが、津波対応として、引渡しマニュアルは確立していなければなりません。

当町における園児、児童の引渡しマニュアルは確立されていますか。

次に、概算事業についてです。

3月定例会において、文教建設の概算事業費、内訳について質問しましたが、事情により文書での回答となり十分な質疑はできませんでした。概算事業内訳は概算としていますけども、文教建設の判断材料として示されたもので、当該事業を左右する重いものであると考えますので、再度下記の事項について質問します。

#### ①当初案とこども園先川案の建造、造成費について

当初案とこども園先川案の事業費の差は、令和2年で、建設費と造成費の削減額4億7,000万円の差でありましたが、令和3年度概算事業費内訳では、その差が7億1,000万円と大きくなって示されました。

その理由を令和2年度の概算は盛土を流用土で令和3年は購入土で計算し、盛土、外構工事費用などを見直したためとしています。

概算事業費とはいえ回答が雑ぱく過ぎるので、事業が増えた内容を理解できるような説明を求めます。

②当初案と先川集約案の造成について

先川集約案は当初案より工事量が多いのに、当初案造成費12億7,140万円に対し先川集約案は11億円と1億7,140万円安く見積もるのは何故かに、「先川集約案の造成費は13億6,500万円の概算となっており、当初案より9,360万円高く見積もっている」との回答でしたが、13億6,500万円の用地取得費の、ごめんなさい、13億6,500万円は、用地取得費2億6,500万円を含む金額であり、質問は、用地取得費を除く工事の概算説明を求めているのであって、辻褄の、合わない回答となっているので、再度説明を求めます。

③当初案の進入路整備について

当初案進入路整備を2億7,960万円としています。進入路整備は既に合計4,693万1,417円を費やし行われています。

差額2億3,266万9,000円は、進入路を町道として整備した場合に見込まれるとの回答ですが、その事業の見込まれる事業費の内訳はどのようなものでしょうか。

以上です。

○議長（山田厚司君） 町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） それでは芹澤孝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の民家の災害についての①につきましては、通告書にあります、「町の損害保険の鑑定員が、巨石が落下した原因は、町が行った法面工事にある」としているというのに関しましては、町に上がっている報告との齟齬がありますので、そのように言われている事実が確認できるものをお示しください。

それをお示しただけないと、そもそもの見解の相違があり、どれだけ議論をしたとして、議論をしたり質問をされたとしても、交わることが出来ないと思います。また、町としてできる損害賠償に関する、関しては、ルールにのっとった中で、最大限出すように指示をして



おりますので、どのような圧力がかったとしても、ルールを守れば、これ以上のものは出すことができません。仮に出すということになれば、住民監査請求を受ける可能性がございます。

次に、大きな2点目の津波避難についての①につきましては、現在のハザードマップは、地震、土砂災害、洪水ごとに、単体でありましたが、まとめて1冊の冊子として作成しております。ハザードマップは住民の住まいの危険箇所を確認するために、周知に努め、災害時に避難行動をとるための手段として活用を願い制作し、町内に各戸配布をして、周知をしているところでございます。

次に、②につきましては地震発生直後や津波発生前に引き渡すことは想定しておりません。地震発生時には速やかに高台などに避難をし、津波の発生が有る無しの国の判断を待ちます。実際に津波が発生したり、発生の危険がある場合には、それらの警報等が解除されてからの引渡しとなります。

また地震発生直後、引渡しを望んだとしても、そもそも津波の危険がある場合には、お迎えに来る保護者が被災する可能性もありますので、解除以前に保護者が浸水区域に入ることもおすすりできません。

認定こども園や小中学校では、危機対応マニュアルを作成し、その中で引渡しについても明記しております。

次に大きな3点目の、概算事業費内訳の①につきましては、当初案の変更点としてですが、盛土を流用土から購入土に変更して算出した結果、約1億3,000万円の増額を見込んでおります。

次に、こども園先川案の変更点として、こども園の造成費用及び小中一貫校の外構費用として、1億1,000万円の減額を見込みました。その結果2億4,000万円の差が生じたこととなります。

次に②につきましては、当初案の造成費用のみの概算としては、12億400万円を見込んでおります。先川集約案は、約11億円を見込んでおり、1億400万円ほど安く見積もっているのは、どういうことかという質問かと思っております。

これにつきましては、当初案よりも先川集約案の方が、擁壁の延長及び高さの違いがコストへ影響してくるものと想定しております。

③につきましては、用地取得費や設計に係る業務委託、工事費などを見込んでおります。以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） なんか、今の最初の答弁だと町には全然責任がないようなことを言っておられますけど、これ国家賠償法が適用されるんでね、管理責任ってのがあって、そういう観点からいくとですね、この町の工事によりこれだけ大きな災害を引起したことはね、工事の技術的問題による人災であるとの意見があります。

工事完工の事項でありますから発注者の全面的責任になるのか、受注者と責任を分担するのか解らないですけど、何か受注者に賠償させない、との立場であるから町が全面的に責任を取るとのことだと思いますけど、全面的にこの責任を取るといふのであればですね、なおさらのこと町長が町のトップとしてですね、被災者に礼を尽くすのが社会常識ですよ。9か月が過ぎるのに何ら、お見舞い、謝罪がないと聞きます。町に寄り添うことを掲げてる町長はなぜですね、このお見舞い、謝罪がないんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど、私は壇上のほうで答弁をさせていただいたと思いますけれども、町の損害保険の鑑定員が巨石が落下した原因は町が行った法面工事にある、としていると、芹澤議員は断定をしているので、町の責任が云々というふうにおっしゃっているかと思いますが、町の発注した工事により、巨石が落下したということは、どうやって証明されたのか、まずそれをお示しく下さい。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） これを、保険金を何で払うんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○5番（芹澤 孝君） と言うことはもう、解決済と認めたということだと思いますよ。これ管理責任ってのはあるんですよ、あそこの。施設の、ちゃんとその辺の賠償責任、国家賠償法をちゃんとね、理解してから質問してください。私は、ちゃんと責任を認めて、道義的責任もある、そういうことはね、十分誰が考えてもありますよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから議員も落石した原因が、工事にあるとは証明できないわけですよね。ですからそこを追及して私たちはお金は払えないんですよ。

ただ、町の土地になるであろうということで工事をしている土地でございますので、町の土地から落下した石について、損害賠償をします。その件については最大限出せるようにしてくださいと言って指示を出しておりますので、そこは、議員のおっしゃる国家賠償法であ

ったりというものを全て網羅した中で、私たちが精いっぱい出せる誠意を尽くして、交渉しているというものでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町がやった工事に責任がないっていう、だから、国家賠償法で、もうそういうことは、無過失責任ということだね、それはもう町に責任が町が責任を取らなければならぬわけですよ。そういうこと、そういうことだね、逃げようっていうかね、何か、姿勢がね、ちょっとね、おかしい。だからじゃあ、私、町に責任がないって認めるわけですか。それで、謝らないし、お金を出さないと。いうことなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町に責任がないと一言も言っておりませんし、町の所有する土地から落石をしてるんで、払えるだけの賠償に関しては払ってくださいという指示を出しております。先ほど議員も国家賠償法のお話をされておりますけども、この件につきましては、町の顧問弁護士とも相談をして、どこまでであれば、法やルールにそぐわないでお出しできるのかと、いうことを聞いた中で、一番出せるものを私たちは提示しているわけです。法律の専門家が言っているもの以上のものを出せば、先ほど壇上で答弁しましたように、住民監査請求の対象になるんですよ。ですから議員は、住民監査請求の対象になっても、町に出せとおっしゃってるわけですね。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 住民監査請求はまた後で触れたいと思いますけど、だから、町の所有物で落ちてきた、それによって被害、災害が起きたってことを言ってるわけだから、それなら、当然町に責任があるわけでしょ。それだったら、済みませんでした。ごめんなさい。このたびは申し訳なかった、そういう謝罪なり何なりするべきでしょう。町のトップとして。それが9か月もね、全然なしで、全然被災者と合おうとしない。そういう姿勢はどうなのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですのでそこは、町の支払う賠償の金額、また事案について私たちも説明をさせていただいております。

ただ、見解として、議員がおっしゃるように、巨石が落下した原因は工事によるものなのか、それとも町の土地が起因なのかということの、齟齬があるわけですね、双方に。そうしますと、求められている責任と、私たちが負うべき責任の所在が違いますので、謝罪に行けないんですよ。しかもこの交渉についてもお互い平行線なわけです。

ただ、私たちは、担当しております、顧問弁護士さんに確認をする限りですと、これ以上のものは出せませんよということをおっしゃっておりますし、巨石が原因というふうにおっしゃるのであれば、巨石が原因というものを証明をしないと、どうして議会に説明をするんですか、というふうに言われておりますから、できないんです。ですからこのそもそもの入り口が違いますから対応ができないんです。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 何か子供みたいなこと言ってるけど、町の所有物が損害を与えているのに、何で謝りに行かないわけですか。町に責任があるかないとか、保険屋さんだって、何だっけ。西伊豆町が工事により設置した落石防護の柵の上部アンカーを打ち込んでいた、上が、岩が割れ、相手方所有物に衝突、て書いてあるじゃないですか、状況として。ねえ。これでも町が責任ないわけ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 事実としては、町の工事に対してアンカーを打った、巨石の一部が落石したことは事実です。

ただ、これは工事によるものなのか、自然の風水害による劣化によるものなのかが違うんですよ。工事が原因であればそれを証明をしなければいけません。風水害や劣化によって起こったものであれば、西伊豆町の土地から排出した巨石による落下になりますから、そもそも議員が壇上で質問のところに書いてあるように、工事が原因ではないというふうに町は見解をしておりますから、ね。向こうの方が、巨石は工事が原因だと言われたら、そこには謝れないわけですよ、工事が原因ではないわけですから。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ、じゃあ、保険屋さんの見解ってのはどうなるんですか。

それと、保険屋さんが、この工事によってアンカー打ち込んだことによって岩が割れ、巨石が転がって、相手方に衝突したって書いてあるじゃないですか。これが見解じゃないの。それと、町の所有物である岩が、自分の所有物が相手方に損傷を与えてるわけですよ。それでも自分が責任ないから謝らないと。常識的にちょっとおかしいよそれは。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから先ほどから申し上げておりますように、アンカーが打ち込んだ岩ということは確かに記載がございます。ただ、ちなみにこの記載が事故の原因がアンカーを打ち込んだ、に因るものだという断定は、保険会社に確認したところ、原因を断定した

ものではないという回答をいただいているわけですよ。ですから、保険会社さんも、アンカーを打ち込んだことが原因だとは言っていないわけです。

ですから、この時点でもう既に食い違いが発生してるんですね。ですから、仮に謝罪に行ったとしても、町の工事が原因で落ちただろうというふうに言われれば、それはこちらの工事の原因ではないわけですから謝罪はできません。私たちが行くとしたら、町の所有地になるであろう土地から落下してるわけですから。

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げます。この件に関しましてはですね、先ほど来ですね。原因の見解にですね、齟齬があるということですね、もう、ずっと平行線で、それ以上変わりようがないように感じますので、それらを踏まえてですね、質問を進めていただきたいと思います。

質問の途中ですけども、暫時休憩したいと思います。

再開は午後1時とします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 社会常識が通用しないのかと、ただ単に驚くんですけど、町長は、この件に関しては一切謝罪しないってことですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 謝罪しないというものではございません。

町としても、ご本人のところにお伺いをしたり、またこちらに来る機会があるというようなことも聞いておりますので、お会いしましょうというようなことは、副町長や当時の建設課長を通じて言っております。

けれども、条件が提示をされておまして、それが飲めないんであれば、お会いする必要はないというふうにお断りをされておりますから、お会いする機会が与えられておりませんので、なかなか謝罪する機会もないということでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） また、その件にちょっと戻るのはどうかと思うんだけど、だから、9ヶ月もね、ほっといたのはどういうことだと。いやもう、この件をやってもらちがあかないので、謝罪する気はないという私は、それでいいですね。

えっとですね、町の保険会社保険査定書においてですね事故状況として、西伊豆町が工事により設置した落石防護柵の上部アンカーを打込んでいた岩が割れ相手方所有建物に衝突すると明記されてる訳ですけど、災害の原因はこの町が行った工事にあるってことは明白な訳ですよ。

ですからこの担当職員はですね当時の工事の不手際を認め、賠償についてもですね、被災者にアドバイスをするなど寄り添う形で最初から対応してきたと思います。しかしその対応は必ずしもですね、スマートとは言えず、賠償問題の解決はちょっと、なかなか進まなかった訳ですけど、それによって被災者は大きなストレス、ストレスを与えてしまったわけですけど、賠償問題が解決できない要因はですね、その賠償問題を最終決定者である町長のところに持っていくとですね。保険のカバーでできる範囲で賠償するって、こう主張するためと聞いています。

しかしですね、保険会社の賠償額はですね、被災部材の減価償却を適用しですね災害査定額の2分の1である、としていることからですね、災害査定額自体が修繕業者の実勢見積額とは、大きな開きがあるわけですね。修繕に全然必要な実勢価格、実勢額には全然足りないわけですよ。被災者は全く落ち度がないんだけど、それによって損害保険なんかでいう、相殺減額っていう理由は全くない。にもかかわらず、被災の事情を理解しようともせずですね、全く、少額の賠償額で収めようとする町長に対して、被災者が大変、憤っているわけですけど、町長なぜこの保険の範囲での賠償を主張しているんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどもずっと言っておりますけれども、そもそもの理由が、議員は工事が原因と言って今も再質問されておりますが、そこがまず違うということが1点。私が拒んでるのではなくて、私は法律やルールの中で、最大限出せることでやってくださと言ってお願いをしております。

ただ、その最大限が、法律やルールによって、保険の金額が決まっておりますので、パーセンテージですね、それ以上は出したくても出せないんですよ。出すと、住民監査請求の対象になりますから出せないんです。出せる精いっぱいを出してくれと言っております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) 保険の最大額で出すと言っておるわけですけど、払い過ぎるとですね、この住民訴訟が起こる可能性があるっていう説明を受けて、説明してますけど、じゃあですね、西伊豆町で、今高額のこの学校建設に対してですね、住民訴訟が起きましたか、西伊豆町の現状からすれば分かることでね、一個人の災害に対してですよ、何の利益もないのに、下手をすれば費用の持ち出しとなる住民訴訟が起きるのかと。誰が起こすんですか。逆に、払えなさ過ぎるといって、住民訴訟はあると思いますよこれ。もっと払いなさいと言って。その住民訴訟がある可能性はあると思います。

町はね、この因果関係のある範囲で賠償するとしてる訳で、それは当然だと思います。因果関係は保険の算定書に明記されている事故、事故状況から分かるように一部の巨岩にアンカーを打ち込むためにですね、直径40ミリですか、それで深さ90ミリのハンマードリルによって開けたため、このハンマードリルってのは、常識的に考えたら、削岩機っていうことだと思う、ということですけど、山肌より露出してた脆くなった部分があるんですね、この時間の経過によって、転げ落ち民家に衝突したのは容易に推測できることから、これは、被災は町の工事と100%因果関係があると私は思います。100%ですね、因果関係があるのに、説明がこの民法709条根拠法令としてですね、保険の査定額しか賠償出来ないと。不足分は被災者が加入している保険カバー、保険損害でカバーしてくれと人の禰で相撲を取るような主張は、出てくる。全く人の、虫のいい話でもう、少しでも責任を逃れているっていうようなこの事由も、住民を擁護すべき立場にある町長には全く誠意が、私はあると感じられません。

町が言うですね、民法709条は不法行為による損害賠償、故意または過失によって他人の権利または法律上の保護される利益を損害したものが、侵害したものがこれによって生じた損害を賠償する責任を負うです。この法律を持ち出しですね交渉しているわけですからこの被災者をですね、納得させる、この法律の賠償額の正当性についてきっちり正当性、説明する責任がありますよね。単に弁護士の助言だと言ってこれを、逃げることは許されませんよ。この根拠法令によって、じゃ何で保険額しか払えないんだってことを説明してください。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 芹澤議員も私たちの反問権に応えられていないんですけども、先ほども再質問されましたけど、100%因果関係があるというのは、どこをどうやって100%因果関係あるということを証明されたんでしょう。まず、それをお示してください。

それと、今議員がおっしゃったことを全てのことを勘案して、顧問弁護士さんに相談をかけております。それでも、被害をされた方の救済は1番、最大限救済するのはどういう方法

ですかっていうことでお願いをしております。それでも法律やルールの範囲内では、ここまでしか出せません、これ以上出すと住民監査請求の対象になって、本来、行政がやるべきことではありませんということ言われているものを、行政としてはできないわけですよ。しかも、それを議員たる人が法を破ってもやれ、と言うことのほうが逆におかしいと思います。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） それは弁護士がね、どういうことを言ったか知らないですけどね、民法709条に見て、どういう根拠でもって、保険額の範囲、それ決めたんだってことが出てくるんです。そういうことを説明受けてるわけでしょ。そういう説明を聞いてるわけですよ。

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げますけど、先ほど来、もう議論が平行線で、今町長のほうから反問権で、100%責任があるという因果関係を示してください、というふうな、反問権を使われましたけどそれに対しては、質問者のほうはどうなんでしょうか。

これ、一番最初の壇上の答弁でもですね、巨石が落下、落石した原因これに関して、見解に齟齬があるということで、町当局のほうは、弁護士に相談しつつ、最大限の対応をするつもりでいる、と言うふうなことを答弁してるわけですけども、その辺のところから、

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 100%、因果関係あるってこと、私言ってるじゃないですか。巨岩に打ち込んだために、直径40ミリ、深さ90ミリ、この穴を空けるために、振動、インパクトレンチ、ハンマードリルによって、その振動によって割れたと。それが時間の経過とともに、落ちたと言うことですよ。それを100%証明しろって言うんだったら、私の見解だけど、ちょっと誰か連れてくるっていうか、そういうことになるんですかね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから町としては、議員の所見で確かに100%そうなのかもしれません。ただ、社会通念上、それが、通らないわけですよ。

ですからそれが証明できないのであれば、工事による巨石の落下ということは問えませんね。でも、被災者はいらっしゃいますから、どうすれば救えるかっていうことを考えたときに、町の土地になるべく場所から落石したということであれば、それはどなたが聞いても、それはそうだよなという納得ができるから、そこで補償すると、マックスここまでですっていうお金で、提示をしてるわけです。

ただ、そこが折り合いがつかないわけですよ。でも議員もおっしゃるように、誰か連れてこないと本当にそれが100%その原因かって、究明出来ないわけですよ。でも究明するため



には時間がかかるわけです。先ほどから9か月放置している、というふうにおっしゃいますけども、9か月間うちの役場の職員が対応して、どうでしょうか、こうでしょうか、ということは、るるしてると思いますので、放置しているわけではないんです。

話が煮詰まって解決しないから9か月经っているということで、町のほうとしては、なるべく被災者の方に寄り添うような形で、1番被災者の方が保障されることは何だろう、ということ常々考えております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 岩が割れて落ちたっていうことを、私が私見っていうか、で、いうことであれば、町の持ち物である岩が損害を与えたということで、それを認めて、保険の範囲で払いましょう、と言うことなんですよ。だけどその保険、なんで保険の範囲でしか払えないのか、そういう709条を持ち出してるけど、709条を何で持ち出してるのかと。そういうことを聞いてるんですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なぜ709条なのかといえば、それが該当するから持ち出してるわけです。逆に、満額払いたいんですよ、町としては。でもそれはルールや法律が、それを認めてないわけですから、払えないんですよ。仮に払うとすれば、私たちはそこを逸脱して、予算を使うことになりますから、住民からすれば、不要に払った、支払った金額に対して、住民監査請求するのは当たり前じゃないですか。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 709条っていうことを、持ち出していないにしてもその保険の範囲でしか払えないってことを、709条をもとに言ってるわけだから、じゃあ何で709条なんだ、てことは確認していかなきゃなんないじゃないですか。それが被災者に納得させなきゃならないでしょ。そういう説明する責任があるでしょ。いいですよ。次。

今回の災害はですね、公共事業ですから、国家賠償法の対象です。国家賠償法の2条も、道路、河川その他、公営の営造物の設置または管理に瑕疵があったために、他人に損害を生じたときは、国または公共団体はこれを賠償する責に任ずる。その対象と考えられます。

この瑕疵についてはですね、この無過失責任というのが取られてるわけですよ。無過失責任はわかりますか。無条件で責任を負うということですよ、町は。そして、国家賠償法では民法にある免責は認められていません。国家賠償法を補完するためにですね、国家賠償法の5条に国また公共団体の損害賠償の責について、民法以外の他の法律の別段の定めがあると

きは、その定めによる。となってるわけですけど、それに該当するのはですね、今回持ち出して、公共工事における建設大臣の定めた、公共工事標準請負契約約款なるものがあります。

これは西伊豆町においても、ほぼ同じ内容のものが、西伊豆町建設工事請負契約約款というのが制定されていて、条例でこの関係のものはこれによる、ということになってるわけですけど、そして、その中にですね、28条として、第三者に及ぼした損害という規定があります。この工事の施工について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条1項の規定により付された保険等により、補填、填補された部分を除く。以下この条において同じ）のうち、発注者の責めに帰すべき事由に生じたものについては、発注者が負担する。となってるわけですね。

ここで重要なことはですね、このただし書以降でこの賠償保険金で不足することを想定して、損害保険で、補填をしても不足となる部分は賠償は、発注者が払いなさい。てなってるわけですね、この括弧の部分はね、もっと簡単に言えばですよ、賠償額が大きい場合は、保険金と、町の自腹を切ったものを合わせて、損害額イコール原状回復額を払いなさい。と私は理解します。町の損害保険のですね、査定額は減価償却を考慮した時価でしか算定されないから、時価査定額を限度額とするものですけど、実際の損害額ってのが保障されないためにかかなり低くなるわけですね。当然、保険金だけでこの原状回復額をカバーできるわけないですから。このことから賠償額と、示談額は違うってことは当然わかりますよね。

また、損害額の考え方としてですよ。公共工事の約款、不可抗力による損害、第29条の2、工事材料に関する損害として損害を受けた工事目的物に相応する請負、代金とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。となってるわけですよ。このことはですよ、被災者の家屋を修繕する材料の相当額を払いなさい。しかし、使える材料があったらその分を差引きなさいと言ってるわけですよ。現場は残存価値のある材料って残っていない状況なんでね、損害額をですね減額する理由ってないわけですよ。だから請負額イコール業者の見積り額はそのまま、損害額と考えることが妥当じゃないですか。

このことからすると、内閣府が出してる見解としてですね、第三者に損害を及ぼした場合の関係法令上の責任としてですね、民法719条、共同不法行為の責任においては、被害者は生じた損害の全額の賠償を求めることが可能である。としています。以上のことから分かるようにですね、今回の事案は法的に後ろ盾があるですね、被災者の要求は、当然履行されるべきだと考えます。保険金だけで対応しようとする、町の姿勢は、町長の姿勢は公約である町

民に寄り添う、ということから外れておりですね。自分の意見を主張し、無意味に時間を引き伸ばし。問題が拡大し、解決が遅れるのもいとわない、というかのような姿勢は、被災者に精神的苦痛を増加させる一方で、地域住民からすれば、いじめとしか映りません。血の通った政治を行っているとは、到底思えません。被災者には、示談額としてですね、実勢価格である、業者見積額を払うべきじゃないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、議員が申し上げられたことは、そのとおりなんです。それが工事による原因だということが100%究明されていれば、それでいいんですよ。

ただ、それはできないわけです。だから私たちは、それはできないと補償ができなくなってくるから、町の土地だということはどうにか補償できないかと思って寄り添って頑張ってるんですよ。

ですから、そもそものスタートの論点が、工事が原因なのか、町の土地になるであろう土地だから補償するか、で違うわけですよ。

ただ、議員も自分でおっしゃってるように、私の所見としては100%因果関係があると言いますけれども、これは誰が聞いても納得する証明ではないわけです。

あくまでも議員の所見ですから、ただこれは証明できないし、そもそも杭を打った、ここからですね、落ちたじゃないですよ、離れてるところから落ちてるわけですから、本当に因果関係は証明できるかって言われちゃうと証明できないから、どうすれば救済できるかって言って、一生懸命法律家と相談してやってるわけですから、いかにも何か町が寄り添わないかのごとく言いますが、私たちのほうは、被害を受けられた方に、1番寄り添える状況を弁護士とも相談して、寄り添っておりますので、おっしゃってることは当たらないと思います。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから、法令に100%、証明するのは確認するのは面倒くさいと、面倒だということであればね、だから町長の一存で、保険額プラス、あと自腹を切ればいいわけだよ。それができないんですか。

それで今、落ちた岩は、何ですか、離れたところ、割れた岩のね、離れたところに打ったから、証明するのは大変だということ言われていたわけですけど、あそこの現場っていうのはですね、御存じのように切通しなわけですよ。あれ何十年も前に切通しを、トンネルにせずに、切通しにするため、切通しにして、道路を通したわけですよ。その頃から住んで

いる、人間が、岩が全然その工事によってね、全然何十年も影響受けないで、あったわけですよ。うん。それで、今回の工事に影響は全くないと、言えるのかなあと。

工事についてのことについて、業者のことについてなんですけど、賠償問題を考えるにおいてですね、工事者には保険に入ることを義務化してますよね。この公共工事約款58条、火災保険では、受注者は、工事目的物及び工事材料、建設工事保険、その他保険に対して、その証券またはこれに代わるものを、直ちに発注者に提示しなければならないことになってる、わけなんですけど、保険を確認しましたか。その内容は、内容と保険の内容はどうなってますか。工事者の。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 西伊豆町建設工事契約約款では第47条となっております、こちら、受注者は、工事目的物及び工事材料等を、設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険、に付さなければならない、とされています。

つまり何が言いたいかという、設計図書で定めている場合は、保険に入らなければならないと。これ、設計図書で定める場合っていうのはどういうことかといいますと、例えば建築物を、建てるときに、その建築物に対する保険を掛けなさい。もしくは、例えば足場とか、そういったもの、工事材料ですね、工事材料に対して保険を掛けなさいという、ことを指しております。

これ、静岡県のほうですと、こういうものは掛けているということは、まれにあるというふうにお話を伺いました。町の土木工事ですね、これについては、保険に入りなさいということは、特に制約をしておりません。設計図書で、特別に定めるということはしておりませんので、今回の工事についても、この用材、資材とか、その工事物も、そのものの、保険に対するものについてはないということです。

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げますけども、もう質問回数も相当回数行って、お互いにもう平行線というところですね、何も変わってないんですけど、その辺を踏まえてですね、質問をお願いします。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ、問題じゃないですか、この保険は入ってないっていう、これ義務化されてるわけですよ。保険に入るってことは、保険、もしくはそれに等しいものを見せるってことで、いいわけ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、担当課長が申し上げたのは保険に入っていないということを申し上げたわけではなくて、設計図書のところには記載をしていないというものでございます。業者さんに確認をいたしましたところ、保険には入っておられるという回答をいただいております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） なぜこのような質問をするかと言うとですね、管理者と選定業者双方の行為がですね共同して、第三者に損害を与えた場合は民法の先ほど述べた719条に規定される共同行為となり、被害者は管理者と選定業者の確認に対して生じた損害の全額の賠償を求めることが可能である、とされているわけですよ。

そしてですね、約款の中にですね、29条の3項においてですね、その他の施工についてもですね、第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものと定められています。責任は、受注者側にあると推察しますが、これ、町だけで賠償できないっていうならね、これを規約どおりこの選定業者と、話をして、賠償するようにしたらいいんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので、再三申し上げておりますように、工事が原因でそういうことが起こっていたら、議員のおっしゃるそのとおりです。そのときには私たちもそれに沿ってお支払いをさせていただきます。

ただ、工事が落石の100%原因だということが証明できないので、それが使えないんですよ。私たちは使いたくても、ですから、使えないのであれば、ほかのもので救済すれば、どういふものがあるかと思って一生懸命探して、弁護士の方にもご相談をかけたところ、おっしゃられている方々の金額よりも、その保険適用額が少ないということで、折り合っていないということでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 原因を特定するってことは大変難しいけどその保険屋さんがだけ、打ち込んだことによって、割れたってことを言ってるわけだから、それで、よしとするしかないんじゃないですか。それと、岩は町の持ち物だということだ。ねえ。それ以外に何か反論するんだろう。科学的に反論するのであれば、学者さんとか何とか連れてきてですよ、技師さん。それで証明して、それしか払えませんっていうことを証明してくださいよ、町が。被災者は、非常にもう思い悩んでですね被害届をですよ、警察に被害届を出しに行ったんで

すけど、受理されずに、県の道路課、道路保全課を紹介されたわけですね。県の道路保全課及び損害保険の鑑定ともに、保険で不足する分は賠償額は、保険で不足する賠償額は、町が払うべきであるとの見解でした。誰が考えても当然のことと思えることが、西伊豆町では認められない状況に地域住民もですね、この憤ると共にですね不信を感じています。

また、先ほどから言っている、民法709条の解説によればですね、損害賠償額の算定ってのはですね、ものの滅失する、物の滅失に関する損害賠償額は物の交換価格による、となってるわけですよ。物を交換する、だからその建物を建てるときの価格、となったわけです。この事から分かるように損害賠償額を実勢価格で、算定されるべきだと思います。

あれですよ。町長。理解力のある、またかつ決断力のある町長ですから、地域住民の不信を招かぬようにですね問題解決に向けて、誠意ある対応をとられることを確信しています。

はい、じゃ次、津波ハザードマップについて。ハザードマップのですね、14ページのこの南海トラフ巨大地震最大津波浸水図、仁科地区のページなんですけど、津波避難タワー建設予定地の記載があるわけですね。未完成で確かでないものを情報として伝えるってのは、行動、避難行動を考えるとときに惑わすばかりでね、何の助けにもならないと思うわけですよ。

それに対して一方で同じページですよ、先川地区については1メートルから2メートルの津波浸水区域って事、既にもう、町長以下課長級職員には、もう認識されてるところですよ。この件の情報については、何も記載されていないわけですね。先川地区は多数の住民がいますけど、このままの情報では、住民は津波浸水区域外と判断して、避難行動をとらない。この件の情報を入れなかったってことは、先川地区住民の生命財産を奪うものを、としたことはですね、否定できないと思いますね。なぜこの先川地区の津波浸水区域の、情報を何らかの形で入れなかったのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 国、県が示している情報に載っていないということでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 町長の答弁聞き取れなかったんでもう一度お願いします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 国、県の示している情報にないからでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ハザードマップって国、県の情報を載せるだけなのか、ハザードマップってというのは地域のものでしょうか。地域住民のためにつくるものでしょうか。地域の固有の

情報を載せるのは当然じゃないですか。それでそういうことを言うんだったらね、例えば他のページにもあったけど、リマークとしてですよ。リマークとして、この地区は、津波浸水区域の恐れがありますとか、そういうやり方がある。考えられますよね。

東日本大震災で、行政の誤った情報によってですね、多くの犠牲者が、いたことを忘れちゃいけませんよ。それとですね、以前にもこの津波避難場所について、指摘したこともありましたが、今回も津波浸水区域内に避難所、避難場所を指定している地区があります。このような場合は、防災課が地区と話し合い、確実に安全な場所を指定するように、指導力を発揮するべきだろうと思いますけど、なぜされないのか、この改善されないのか。

それと、この役場3階と屋上を津波避難場所としているわけですけど、この耐浪性がないって言ってるわけですよ。それについて、安全性については耐浪性がないんだけど、安全性については問題ないのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まず、後段の耐浪性がないので安全性に問題はないのか、というふうに言われれば、安全性に問題がございます。

ただ、これはL2に関しては問題ありますけども、L1に関しては問題はないというふうには私たちは思っておりますので、この仁科浜地区には、津波避難タワーの建設が否決され、ございませんので、どこかに逃げ惑うよりは、役場屋上に来ていただいたほうが安全であるというふうな判断のもと、記載をさせていただきます。L2には対応できないというふうに思っております。

あと、冒頭、なぜ載せないのか、地域の問題は地域で載せるのは当たり前だろう、それは確かにそのとおりのかもしれません。

ただ、私たちはここに記載するんであれば、何かしらの根拠がなければ載せることができません。先ほどの落石もそうです。根拠がなければ私たちは物事を進めることができないんです。ですから根拠がない、臆測とか、自分はこう思う、というようなことを、皆さんに広報するところに載せることはできませんので、根拠は国、県から示されていないので載せていないということになります。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まず、指導力の問題については、ちょっと、全然、発言がないんだけど、それと、国県が出してないから、根拠はないと言うけど、先ほど言ったけど、津波避難タワー、建ってもいないもの、載せるのかと、あやふやな。本当に建つのかって、それだっ

てわからない。だからこれ、先ほど言った津波浸水区域、1メートルから2メートル先かについては、来るってことをこれ確認してるでしょう。ちゃんと、公式の場で、ねえ。根拠あるじゃないですか。それなりの、情報の伝え方があるでしょう。そういう、だから、かくかくしかじかの先生が来て、こういうことを言っておられた、だから津波浸水の危険性があります、ということを書けばいいんですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まだ建ってもいない、津波避難タワーについては掲載をしてございません。予定地という掲載はしているかと思います。

ただ、先ほどおっしゃられたように、かくかくしかじかの先生が、というふうに言いましたけれども、かくかくしかじかの先生が、どこの線まで来るとはおっしゃっておりません。来る可能性はゼロではないですね、ということは私たちも把握をしております。ですから根拠のないものは載せられないというのは、そこでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そのところはもう、確実に1メートルから2メートル来る、て言ってたじゃないですか。ページ38のですね、土砂災害警戒区域及び、洪水浸水想定区域図、仁科、中区ではですね、健康増進センター、福祉センター、仁科小学校、築地コミュニティー防災センターを町指定避難所として、福祉避難所としてですね、太陽の里を指定してますけどこれらの避難場はですね、土砂災害警戒区域や洪水、浸水想定、3メートルから5メートル区域のどちらかに位置してるわけだよね。だから、完全に両方とも安全であると言えないわけですね。現状では、避難所はこのような状況にある、ということですね。納得済みで知らせてもらわなければならないですから、その情報が、全く記載されていません。健康増進センターと福祉センター、仁科小学校、築地コミュニティーセンター、太陽の里は土砂災害、洪水のいずれか。予想される災害の区域内の避難場にありですね、完全に安全ではない。その情報をですね、なぜ記載しないのか、そういうことを記載するべきだと思いますけど、

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） マップ上に記載されているかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） はい、質問の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時48分



○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） さっき町長は何か、一言、ぼそっと言ったんだけどよく聞き取れなかったんで、ハザードマップでね、情報が全く記載されないっていうこと。その理由は何でしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 全く記載されてないわけではございません。津波の時、土砂の時、洪水風水害のとき、全て図面に載っておりますので、そこに記載はされております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その情報がだから、こっち、両方に載っていない。ではなくて、一つのほうが欠けてる、どちらかが欠けてる。という状態になってるから、両方、こういう、津波の載ってるときには、土砂災害が載っていない。というようなことがあるからそこは改正したらいかがですかということですよ。

それで、もう一つ、田子地区では土砂災害警戒区域で月之浦と向山、南山で土砂災害に対する工事が行われているわけですよ。これにより土砂災害警戒区域が解除になると思えますよね。

そうするとこの当該地区に住んでいる住民にとっては、警戒区域が解除になっているかどうかは、一つの避難行動の一つの判断基準になるわけですけど、このページ32のですね、田子地区の土砂災害警戒区域の、指定範囲が変更されていないように見えますけど、なぜでしょうか。対策工事が、土砂災害対策工事が成されたにもかかわらずですね、範囲が、変更されていないっていうのはなぜでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 県のほうから解除したという通知は来ておりませんので、そのものがこちらに反映されていない、ということでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 南山なんかもう1年以上も前の工事だよ、これでまだ解除っていうあれが出ないのですかね。じゃ、次にですね、津波避難時の園児のこの児童引渡しについてですけど、西伊豆町の場合はですね、この、引渡しについても、何ですか、引き渡さない場

合については、マニュアルっていうのは、何か、さっき聞いてたら作られていないようなことを言ってたけど、どうなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今質問で、作らないみたいなことを言っていた、というふうに言っているんですけども、私壇上でそのようなことは言っていないと思いますが、何を根拠にそれをおっしゃってるのかをお示してください。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 引渡しですよ、引渡しを拒否するマニュアルは作られていない、と言ったと思いますけど。

○議長（山田厚司君） 質問者、壇上ではですね、引き渡すことは想定しておりません、と答弁しております。それに基づいて再質問をお願いしたいと思います。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 引渡しを拒否することは想定してないってことでしょ。

だから、想定してないってことは、マニュアルは作られていないってことでしょ。だからどうしてたのかと。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 引き渡すことを拒否すると私はいつ言いました。言っていないですよ、壇上で言ったことをよく聞いてください。地震発生直後や津波発生前に引き渡すことは、想定しておりません、と言っているものでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 教育委員会にはこの件については、事前通告してるのだけど、引渡しをしない場合についての、マニュアルは、作られていない。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 町長が、最初に答弁したかと思いますが、認定こども園と、町内の小・中学校におきましては、危機管理マニュアルを作成しております。その中に、引き渡しについても明記をしておる、という状況でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 文科省のですね、学校防災マニュアルですか、作成の手引きってのがありますけど、これにそういうですね、地域の実情に合った引き渡しマニュアルが作られることが求められているわけですけど、マニュアルでですね、あらかじめこの学校とですね、

園とか、この保護者とか色々なケースについてですね、色々なケースについてですよ。想定して判断してルールを決めていく必要があると、明記されてるわけですよ。

学校園のお仕着せのマニュアルでなくですね、学校と園と保護者の間で取決めることが重要である、とされてるわけです。にもかかわらず、引き渡さない場合については、全然検討されていないということなんでしょうか。その他のことについては、その他の引き渡しケースの場合は想定して、引き渡しのマニュアルはできてるってということなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 引き渡しを許可とか拒否とかそういうことではなくて、地震津波が発生したら引き渡したくても危なくて引き渡しは出せませんから、引き渡さないっていうふうに、壇上で答弁してるわけですよ。ただ、津波の警報とかそういう注意報が解除されれば、それ引き渡しをしますよ。

ですから、どうなれば引き渡しをしますというマニュアルはしっかりその担当の園、学校で作っておりますけれども、引き渡さないということは、園の先生たちが、子供たちをお預かりしているということは状況同じでございますので、そのマニュアルを作らなければいけないということには当たらないと思います。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この、引き渡し、引き渡さない場合のマニュアルっていうのがもう、各津波浸水区域の大きいところでは、既に検討されて作られている自治体があります。そういうことでありますから、今のところ、そういうことを想定してないということであれば、今後、是非ですね、検討しマニュアルは作っておくべきだと思います。

それでは、その引き渡しの場合のマニュアルはどういうマニュアルになってるんですか。

○議長（山田厚司君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 危機管理対応マニュアルというのは作ってあります。その中で、津波に対してどうするかというマニュアルがありますけれども、その中で、津波が予想されるときですね、そのときは、引き渡さないとなっております。そして、遠方で地震があった場合についても津波が予想されるこのときも、引き渡しはしない。

ただし、遠方で、ある場合については、その状況に応じてですね、検討して、引き渡すこともありうるということです。それは、例えば、遠方の地震があって、津波が来るまでに1時間も2時間もかかると。そういうときに一色の方の方が仁科小学校のほうに迎えに来ているときは返しますよね。ところが、地震が1時間2時間後、いや、津波が1時間2時間後

に来る場所、例えば沢田とかそういうところの方に対しては、ここにいたほうがいいじゃないですかというふうな話になります。

ただ、この場合は、地震が起きたら、東海地震の場合は、5分以内に来るだろうと言われてますから、大体地震が発生すればその津波情報も出ると思いますので、そういう情報があるときは、出てるときは、引き渡さない、ということになっております。そういうのが、もうかなり昔から作られて、各家庭に配られております。

ですから、各家庭のほうでも、そのことについては、もう十分理解されていると、私たちは思っております。そういうのを想定して、津波とか、地震がないときに、引き渡しを行う、そのときはどういうふうにして行うかっていう、訓練も、年1回引き渡すための訓練を、それぞれの学校で行っておるところです。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 教育長、結局あるってことなんだけど、それでね、じゃあ、この、マニュアルはね、今、あまり詳しくはなかったんだけど、あるっていうんだけど、そのマニュアルってあれですか、もう学校サイドが一方的に押しつけてるようなマニュアルなわけですか、父兄とかそういう方が入ってね、作られたマニュアル、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育長

○教育長（鈴木秀輝君） 作るに当たってはこれかなりもう昔からありますので、どういう過程で作られたか私もちょっと記憶が定かではありませんけども、もうそもそもがそういう、多分、恐らく県とかそういうところから出ていた基準のものがあつたかと思えます。それを基にして各学校で作って、それが、校長会のほうでも色々、情報交換をやってますから、お互いに見合っております。

その中で、いろいろ校長会の中で、見合った中で、統一し、この辺は揃えようというところは揃えたりしております。そしてそれが各家庭にも配られて、説明もされております。家庭のほうから、いや、こうしてほしいとかっていう要望があれば、それについて当然検討はしてきてると思いますけども、今までに家庭のほうからここは直してくれ、とかっていうようなものについてはあります。あれ、それはなかったことを私は学校教育の中では承知しております。

ですから一応家庭の方でも理解はされているのではないか。相談、話し合っただけのことではないですけども、理解はしてもらってると思っておりますけど。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 話し合っというか、やはり父兄の意見もくみ取ってね、作るべきだと思います。その辺はまた再考していただきたい。

言ってることは、ほとんど解らなかつたんだけど、1番のね、当初案は、法改正により開発区域での盛土行為ができなくなったため、盛土及び外構費用などを見直しした、ため、差額が大きくなった、としてのわけですよ。じゃあね、それならばこの盛土行為ができなくなりですよ、盛土、外構工事が減るので、工事費は、減額するはずですけど、何で増額するのかその辺のことは全然述べられてないですよ。また、盛土ができなくなったことで盛土、外構工事が幾らになって幾らふえて、この金額になったのか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 当初案につきましてはですね、そもそも盛土をしてですね、盛土してこそその案と考えております。もともとの計画ではですね、実施した場合の概算費用としてですね、実際、小中一貫校、こども園を、盛土をしてという計画で当初予算がありました。それに基づいて行っておりますので、盛土を減額して、比較したという考え方で作ってはおりません。それで、盛土ができなくなったという案を加味した案につきましては、こども園、先川案で提供した数字になるかと思っております。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 当初案につきましては、その部分の減額を見ておりませんので、ちょっと、議員が言われた比較した数字がちょっと、今日はお示しできない状況でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、だけど、随分いいかげんの判断、試算、積算で議員に、判断材料として、出したかつてことが分かるわけですけど、どういう、令和3年10月、計算は盛土が、購入土で計算したため差額が増えた、としていますけど、それであればですよ、さっき言われたように盛土の増減による金額を加味しなければならないわけですよ。盛土ができなくなった、としている当初案は、盛土減少額による減額は幾らか。先川には、逆に津波対策として、盛土量は必要量は増えるわけですから、その増額料は幾らなのか。当初案と先川こども園の盛土購入費は幾らなのか、その差額は幾らなのか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 当初案につきましては、盛土の部分です、25,600㎡を見ております。その部分をですね、今回、購入、流用土から、購入土に変更したという

ことで、金額で6,900万円ほど増額となっております。また、こども園先川案につきましては、立米で17,200m<sup>3</sup>で、金額として4,600万円ほど増額ということで見込んでおります。以上です。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ、もうちょっと質問を飛ばして、時間がなくなったんで、建設地がですね、仮に旧西伊豆中跡地でなくなった場合でもですね、この当初の進入路も本道への格上げ工事ってのはなされるわけですか。手短にお願いします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 災害時の活用ということも今後考えられますので、本道を設置をしたほうがですね、学校が有る無しにかかわらず、後の利活用につながるというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これはですね、建設地がもう西伊豆中跡地でなくなった場合ですよ、この本道を整備する理由ってのは何なのか。災害って言われますけどね、この文教施設を西伊豆中学校に建設する場合はですね、生徒父兄、通学の利便性が増し、教員の安全性が増すということがあってですね。それなりの正当はあると思います。

しかしですよ、文教施設が建設されないのであればですね、単に近隣住民の利便性のためにですね、ほとんど2億円以上かけて整備することになるよね。それを整備することは十分にありません。

町にはですね、ほかに整備する道路があります。避難道、緊急車両の通行、住民の生活の安全性、利便性、対象者、住民の数から考えてもですね、田子月之浦川沿いの道路こそ、先に整備すべき道路です。ここを先に整備することが生きた投資です。もう、正当性にかかわらずですね、整備はすべきではないと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時16分

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号、令和3年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

朗読は省略して、報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第1号につきましては、令和3年度西伊豆町一般会計繰越計算書の報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、報告第1号、令和3年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和3年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちらにつきましては、第1回臨時議会及び3月定例議会において承認をされました、10事業の財源内訳を示すもので、1番下の合計額ですが、前年度繰越額が3億5,050万6,000円。既収入特定財源、1億3,747万8,000円で、内訳として、4事業とも、ふるさと応援基金からの繰入金となります。

なお、最上段の地域再エネ導入戦略策定については、国への補助金申請をしていましたが、採択とならなかったため、翌年度への繰越額はゼロ円となり、事業未実施となります。

国県支出金は、6,134万円で、住民基本台帳システム改修事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、津波避難施設調査・設計業務に対する国からの補助金、一般財源は1億5,168万8,000円です。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 報告が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 1番上の地域再エネ導入戦略策定が、これが採択されなかったということでゼロということなんですけども、そうすると当町における地域再エネ導入計画という、こういうものは、遅れるのでしょうか、それとも、また違う方向で策定をするのか、その辺を伺います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当初、予算をお願いしたときにもご説明をさせていただいたかというふうに思うんですけども、1番はじめですねこの地域再エネ導入戦略策定の補助金が出る場合には、10分の10出ますと。

ただ、今後国のほうで、各自治体にこの計画を作らなければいけない、ということが出てきますけどもそのときには、10分の9とか、補助率が下がってきますよというようなことがありましたので、町としては、6次産業化プロジェクトなどもやったり、林業などもやったりしておりますので、今後、必ず必要なものであればですねそういったものをうまく活用しながら、再エネ導入計画が立てれば、いいなというふうに思っておったわけでございますけども、さすがに10分の10でございますので国にエントリーする数が多くて、私たちの町がはじき飛ばされたというような状況でございます。

ですから計画につきましては今後国のほうが、各自治体につくる様に、指示はですね、いずれ来ると思いますので、今後、それに向けて、作成する準備をしていきたいというふうに思います。時期についてはまだ未定でございますので、予算につきましては、時期が確定次第、予算に計上するという状況になろうかと思えます。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうしますと今回は未採択であったが、地域最エネ2050年までのカーボンニュートラルの実施に向けということですので、必ず、また国県なり、そういうものを、計画書なりのあれが来ると思うんですけど、その計画が来るまでは西伊豆町としては、これといったカーボンニュートラルの動きは無いと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 別にカーボンニュートラルに関して動きがないということではなくて、林業施業者を増やしたりということをやっている時点でカーボンニュートラルに関して、いろいろな施策は、今後打てるというふうに思いますし、森と海の6次産業化プロジェクトの中でも、そういったものに付いては取り組む必要があるというふうに思います。

ただ、計画策定については、さすがに西伊豆町の単費、一般会計の繰り出しで、行うことはなかなか無理がありますし財政的な負担もございますので、今後国のほうから補助率は下がりますけれども、いろいろなメニューを示されると思いますから、それをうまく捉まえて、作成をしていきたいというものでございます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。



10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今の質問に関連しまして、具体的に何をやろうとして却下されたのか、その点を教えてください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細につきましては担当課長のほうから答弁させますけども、却下された理由は私たちにはこういう理由がありましたから却下しましたっていうのは来ませんので、そこは聞かれても難しいですから、どういう内容で申請をしていたのかについては、課長のほうから答弁させます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、カーボンニュートラルの取組ということで再生エネルギーを導入し、二酸化炭素をどうやって減らしていくかっていうものをですね、具体的に計画のほうでは、作成しようということで取組を始めました。

ただ、二酸化炭素の量ですとかそういうものが一切、西伊豆町でどれだけ入ってるかとか、そういったものの情報がないので、それらを調査したりとかですね、その量をはっきりしましたらどうやってそれを削減するんだっていうなものをですね、計画するということで今回、計画のほうに出さしてもらったんですけれども、全体で、104自治体の申込みがあり、その内43自治体しか、採択がされなかったということで、必要になったときにそれを計画を作成していこうということで、今取り組んでるところでございます。

○議長（山田厚司君） 10番増山勇君。

○10番（増山 勇君） 具体的な計画を西伊豆町として何を作って、申請したのかということ聞いてんですよ。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 何をするかというのを、協議するために、計画をこれから策定していくということになります。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第22号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第22号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、議案第22号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、2点ございます。

1点目ですが、改正点につきましては、お配りしました議案第22号資料をご覧ください。令和4年度税制改正大綱を踏まえ、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を引き上げる条例の一部を改正するものでございます。

国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

2点目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方へ令和4年度も引き続き、特別調整交付金による財政支援を行うことが正式に示されたことから、西伊豆町におきましても令和5年3月31日まで、減免対象期間を1年間延長したいものです。

それでは、議案の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下線部が改正の箇所となります。

2ページ上段、第2条第2項63万円を65万円に改正するものです。これは、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより、2ページ下段、第20条の第1項も同じく、63万円から65万円に改正されます。

2ページ中段、第2条第3項19万円を20万円に改正するものです。これは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより、3ページ上段第20条の第1項も同じく、19万円から20万円に改正されます。続きまして、3ページをご覧ください。附則第2項公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例と、附則第15項新型コロ

ナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例についてでございます。3ページ中段の同条中から同項中に改めるものです。これは、上位法令の改正に合わせたものです。

また、下段の終了期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改め1年間延長するものです。また、両案件につきましては、4月18日に国民健康保険運営協議会を開催しお諮りしました。その結果、4月28日に妥当であるとの答申をいただき、本議会に上程をさせていただいたところでございます。

改正は以上となります。議案書1ページに戻っていただいて、中段をご覧ください。改正条文にかかる附則の説明をさせていただきます。その前に、今回、私どもの解釈の違いにより急遽差し替えをさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、施行期日ですが附則の日から施行し、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例は、令和4年4月1日から適用します。適用区分といたしまして、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとなります。

以上で、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 1番最後の3の影響について課税額が増額になるという中での説明があるんですが、限度超過世帯数は18世帯、影響額は34万7,113円ということでございますが、この18世帯に、この影響額を案分して張りつけるというそういう意味ですか。この意味がちょっとよく理解できないんですけど、18世帯の人に影響額が34万7,000円あるということなんですけど、でも18世帯が、一律34万じゃなくて、それを案分して18世帯の人が増額になるということですよ。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、今のご質問ですけれども、案分されて、世帯ごとに、それぞれが限度額以上になる。18世帯が超過の世帯なんですけれども、その方たちの全部が今34万7,330円超過ということになりますので、113円が、すいませんもう一度言います。影響が18世帯、34万7,113円の増額ということになるんですけれども、その世帯によって、額が

違ってきます。おおよそ、変わってくる額が世帯によって違いますので、今回、賦課限度額が変わるのが、基礎額と後期高齢者支援金の二つが増額になるんですけども、おおよそ大体1万円弱から多くて3万円、世帯によってそのぐらい変わってくるということです。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君

○4番（堤 豊君） 振り分け1万から3万円の差があるというそれはもう、そのふえる人の明細を見なきゃわからないってことですね。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） そうです、今回これは3年度で計算させていただいているので、あくまでも。4年度についてはこれから計算されて、このような数字が出てくるような形になります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。今の説明でよろしいですか。

9番、堤和夫。

○9番（堤 和夫君） 今のところですけど。18世帯これは低所得者相応の負担料を軽減するためにやったんですけど、影響について、課税額が増額となる、この限度額超過世帯数は、18世帯でその中のそれを全部合計した金額が34万7,113円ですから、世帯によって、これは変わってくるんじゃないんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、堤議員のおっしゃるとおりです。世帯によって変わってきます。

○議長（山田厚司君） 税務課長、細かく説明することはできないんですか。できない。それでいいですか。はい、わかりました。

はい、ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この今回の条例改正ってのはあるところからあるお金も使う取って、それでその取った分を、低所得者層にもう保険に回すってことなんですね。だけど、対象になる人っていうのね、普通、年収どれぐらいの人が対象になるのかな。65万円て。年収で言うと大体どれぐらいですか、ちょっと予想がつかないんで、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 今のご質問ですけども、年収ではなく所得でよろしいでしょうか。所得で言いますと、おおよそ、基礎課税分、医療保険分ですね、それが1,100万。後

期高齢者支援金分ですと、750万。介護保険分ですと、750万となります。ただし、国民健康保険税は、加入されてる方の全員の所得が該当になってきますので、その辺だけをご承知してください。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。質疑。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第22号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第23号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第23号は、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第23号、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の対象となる、納期限を1年間延長したいものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が修正箇所でございます。

附則第5項中、保険料の減免対象となる現行の納期限令和4年3月31日を令和5年3月31日に改め1年間延長したいものでございます。

1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項の規定は、令和4年4月1日から適用とします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページのところ、改正案のほうですけどもこれ、令和2年2月1日から令和4年3月31日を、また1年令和5年3月31日まで延ばしたわけですけど、これ3年間延びてるんですけど、これに対する何か影響というのは出てくるわけですか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。まず保険料のですね、減免実績から申し上げますと、減免の対象となったのがですね、令和2年度分と言いますと、31件ございまして約150万ほどの減免の申請がございました。

それから、令和3年度分につきましては、2件で約13万円ほどの減免の申請がございました。合わせますと、おおよそですけど、170万円ぐらいの保険料が減免になりました。これについては、国のほうでですね、財政支援がございまして、保険料に直接影響するというのはございません。

で、令和2年度につきましては、国が10分の10、補助するということで実施されました。それから3年度分につきましては、昨年ちょうど同じ時期だと思うんですけど、10分の2を見込むということで言われておりましたけれども、最終的にはこれが10分の10に変更されて、結果的には全部、補填されるというふうになっておりますので、今のところ、保険料に直接影響はございませんで、今回のですね、令和4年度の保険料に対する財源充当ですけ

れども、現在のところ10分の4、もしこの軽減があった場合ですね、10分の4国が補助するという事に現在のところになりますけれども、これもまた、年度の末に行きますと、どういふふうに変わるかというのはちょっとまだ今のところわかっておりませんが、今までのケースでいくとこれよりも、国のほうの財政の補填が大きくなっているというのが実情でございます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第23号、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第24号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第24号は、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） それでは、議案24号 西伊豆町消防団等公務災害補助条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年6月5日、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、年金の制度機能強化のための国民年金法の一部改正する法律により、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う応急担保貸付事業が廃止になることに伴い、消防団員等が、傷病補償年金を受ける権利を担保としている担保として提供することができる、ただし書を削除するものでございます。

それではお手元の議案24号1ページ目をご覧ください。西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。こちらは、本文の改正文になっております。内容につきましては、新旧対照表についてご説明申し上げます。

2ページ目をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。下線が、今回改正をお願いしたい箇所となっております。改正案の第3条第2項の下線をご覧ください。

ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではない。この部分を削除したいものでございます。

現行では、消防団、その他遺族を含む公務災害補償を受ける権利は、譲渡、担保または、差し押さえすることができない事となっておりますが、例外として、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付け事業による貸付けを受けるときには、消防団に関わる消防補償年金または年金である消防障害補償、もしくは、遺族補償の給付を受ける権利を担保することを認めておりました。今回、年金制度の機能強化のための国民年金等の一部改正する法律に伴い、公庫が行う恩給担保貸付事業のうち、傷病補償年金等の給付を受ける権利を担保するものについては、令和4年3月をもって廃止されることになったため、今回、この部分を削除するものでございます。



1 ページ目の本文にお戻りください。

中段の下の附則をご覧ください。施行期日としまして、1、この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。経過措置としまして、2、この条例の施行の際、現に担保に供される傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができることの附則を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほう、よろしく申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第24号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり、決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時59分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

議案審議を続けます。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、議案第25号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第25号は、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算第1号でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第25号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ4億9万6,000円を追加し、それぞれの金額を、82億2,709万6,000円としたいものです。

主な補正内容ですが、歳入につきましては国庫支出金において、マイナポイント第2弾としてマイナポイント事業補助金の計上、新型コロナウイルス感染症による生活への影響が長期化する中で、令和3年度に引き続き支援策として住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金を計上、諸収入において、サンセットコインチャージ料等を計上し、財源調整として財政調整基金及びふるさと応援基金からの繰入金を増額したいものです。

歳出につきましては、総務費まち・ひと・しごと創生事業において、ワーケーション施設整備事業関連費の計上、民生費において住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の計上、商工費において賦課補助分も含めたサンセットコイン利用料の増額、土木費において御神川改修工事の計上、災害復旧費において4月22日豪雨災害関連費を増額したいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。

12款分担金及び負担金、2項負担金、ともに1,478万3,000円。

14款国庫支出金、1億2,576万3,000円。1項国庫負担金216万円。2項国庫補助金、1億2,351万4,000円。3項国庫委託金、8万9,000円。

15款県支出金、2項県補助金、ともに2,100万円。16款財産収入、211万5,000円。1項財産運用収入、186万5,000円。2項財産売払収入、25万円。

18款繰入金、1項繰入金ともに、1億412万4,000円。

20款諸収入、5項雑入ともに、1億2,521万1,000円。

21款、町債、1項町債ともに、710万円。

歳入合計に、4億9万6,000円を追加し、82億2,709万6,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。

2款総務費、4,493万9,000円。1項総務管理費、4,345万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、139万3,000円。4項選挙費、8万9,000円。

3款民生費、5,262万3,000円。1項社会福祉費、3,160万円。3項児童福祉費、624万円。4項障害福祉費、1,478万3,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費ともに、1,954万8,000円。

5款農林水産業費、113万3,000円。1項農業費、13万3,000円。2項林業費、100万円。

6款商工費、1項商工費ともに、2億3,215万円。

7款土木費、2,004万3,000円。2項道路橋梁費、0円。財源更正のみです。3項河川費、2,004万3,000円。

8款消防費、1項消防費ともに、519万5,000円。

9款教育費、1項教育総務費ともに、30万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費ともに、1,930万円。

12款諸支出金、1項基金費ともに、186万5,000円。

4ページをお願いします。13款予備費、1項予備費ともに、300万円。

歳出合計に4億9万6,000円を追加し、82億2,709万6,000円としたいものでございます。

5ページをお願いします。第2表地方債補正(第1号)です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。

過疎対策事業債は、国庫補助金の内示があり宇久須隧道長寿命化対策工事の補助額が減額になったことにより、町の持ち出し分が増額になったため、その分の過疎対策事業債借入れ額を710万円増額し、1億1,720万円としたいものでございます。

6ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。

これにつきましては、先ほど説明いたしました、第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様です。省略させていただきます。

7ページをお願いします。次に、歳出です。これにつきましても、第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

8ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。

12款2項2目民生費負担金、1,478万3,000円、これにつきましては、説明欄に記載の賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業及び賀茂地区障害者相談支援事業の事務局を、賀茂管内の市町が2年交代の輪番制で行っており、当町が令和4年度、5年度の事務局となりますが、当初予算計上漏れがあったため、今回、他市町負担金分として計上したいものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、9,142万7,000円のうち、マイナポイント事業補助金、8,787万7,000円、マイナンバーカード未交付者、健康保険証としての利用申込み者、公金受取口座登録者へのポイント付与補助金及びマイキーID設定支援等に関する事務費に対する補助金となります。

2目民生費国庫補助金4節住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金3,160万円、新型コロナウイルス関連の生活支援対策として、令和3年度または令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯を対象に、1世帯10万円の給付を行うもので、給付費として300世帯分の3,000万円、事務費として160万円を見込んでおります。

5目土木費国庫補助金、987万9,000円の減、社会資本総合整備交付金道路メンテナンス事業6事業が、要望額に対し内示額が満額付かなかったための減額となります。

9ページをお願いします。15款2項1目総務費県補助金2,000万円、ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金、これは、トレーラーハウス購入等のワーケーション施設整備に係る補助金で、上限額2,000万円の補助率3分の2となります。

16款2項3目物品売払収入、25万円、以前、全員協議会で説明させていただきました、ヒューマンヴィラ伊豆へと貸与していたマイクロバスの売払収入となります。

10ページをお願いします。20款5項2目1節消防団員報償金等基金519万5,000円、当初予算要求時に見込んでいた退団者数よりも、16名増の30名が退団することとなり、消防基金からの収入が増額となるためのものでございます。

7節雑入1億2,001万6,000円のうち、サンセットコインチャージ料2,800万円は、マイナポイント事業に伴うサンセットコインでの事業参画者の個人チャージ分。サンセットコインチャージ料付加補助分9,200万円は、町の公会計システムが複式簿記を反映したシステムであ

るため、個人チャージ以外の国や町の財源を決算において明確にするため、付加補助分といった細節を設けて処理をします。これにつきましては実際の現金の動きはありません。

21款1項1目土木債710万円については、先ほど第2表地方債補正で説明しました、国庫補助金の減額に伴う、過疎債の増額見込み分となります。

11ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明させていただきます。

2款1項4目16節公有財産購入費102万4,000円、旧西伊豆中学校体育館跡地購入費、320㎡分です。借地であった土地を原状復旧し、返還する方向で進めていきましたが、試算したところ、原状復旧費が高額になるため原状復旧費よりも安価で土地の購入ができないか、地権者と交渉した結果、同意が得られたため、計上をするものでございます。

11目情報管理費271万6,000円、マイナポイント事業費補助金の交付決定を受け、ふるさと振興費に計上済みの会計年度任用職員1名分の予算を組替え、補助対象に充てるため、情報管理費を増額するものでございます。

12目地域開発費482万7,000円のうち、1節報酬180万円、4節共済費25万7,000円は、6月に新たな地域おこし協力隊員1名を任用予定のためのものでございます。

12ページをお願いします。16目まち・ひと・しごと創生事業3,400万円は、13節使用料及び賃借料12万2,000円以外の3,387万8,000円は、黄金崎クリスタルパーク屋外におけるワーケーション施設整備事業関連費用となります。

13ページをお願いします。2款4項4目参議院議員通常選挙費8万9,000円は、公示予定日の6月23日が沖縄慰霊の日となり公示日が1日前倒しとなる見込みで、期日前投票が1日増えることにより、関係経費を増額したいものでございます。

3款1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費3,160万円、歳入でも説明しましたが、新型コロナ関連の生活支援対策として令和3年度または令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯を対象に1世帯10万円の給付を行うもので、事務費として、1節の報酬から12節の委託料まで160万円。

14ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金、給付費として300世帯分の3,000万円を計上したいものでございます。

3款4項2目地域生活支援事業費1,478万3,000円のうち、12節委託料1,742万5,000円は、歳入で説明しましたように、当町が事務局となったことにより、関係市町からの負担金を財源として障害関係の事業委託を計上し、18節の負担金補助及び交付金264万2,000円の減額は、当初予算において計上していた委託事業の当町分の負担金を減額したいものでございます。

15ページをお願いします。4款1項2目予防費1,954万8,000円のうち、4回目のワクチン接種に関する経費として、731万2,000円、対象者は、60歳以上の方及び18歳から60歳未満の基礎疾患を有する方4,000人を見込んでいます。また、市中感染等拡大防止のため、保健所の検査対象に含まれなかった濃厚接触者等のPCR検査手数料として100万円追加、子宮頸がんワクチン接種に関する経費として1,123万6,000円、国が令和4年4月より積極的勧奨を再開したことにより、当初予算編成時と比較し、キャッチアップ接種等により、対象者が増加したことによるものでございます。

16ページをお願いします。6款1項3目18節観光費、負担金補助及び交付金450万円、堂ヶ島火祭りへの追加補助金となります。当初450万でした。従前の火祭りは、観光協会の自己資金、大手ホテル等からの寄附で2分の1負担していましたが、以前の様に見込めないため、補助金を追加交付したいものでございます。4億12節委託料のうち、観光地エリア景観計画等策定業務委託583万7,000円、黄金崎公園と黄金崎クリスタルパークの再整備を行うための計画を策定するものです。

14節工事請負費476万円、内訳として、リコプター用燃料保管倉庫新設工事355万円、令和3年12月17日に株式会社Air Xと災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定書を締結し、現在ふるさと納税の返礼品としてヘリコプターによる周遊を予定しており、災害時等も含めての燃料確保のための燃料保管庫を旧洋らん跡地に設置したいものでございます。

17ページをお願いします。1番上段の工事請負費請負費の続きとなりますが、東海バス宇久須案内所トイレ及び駐輪場解体工事121万円、東海バス宇久須案内所が令和4年3月末で閉鎖されたことに伴い、東海バスより、敷地内に設置している公衆トイレ等の撤去依頼があったことによるものでございます。

7目7節報償費、2億1,200万円、内訳として、サンセットコイン利用料1億2,000万円は、個人チャージ分を含めたマイナポイント付与補助金を財源とし、利用者が商品を購入した商店等へ支払われるものです。事業付加補助分9,200万円は、10ページの歳入の20款5項2目7節雑入の中の9,200万円に対応するもので、町の公会計システムが複式簿記を反映したシステムであるため、個人チャージ以外の国や町の財源を決算において明確にするため、付加補助分といった細節を設けて処理をするもので、実際の現金の動きはありません。

7款3項1目14節工事請負費、2,000万円、これは、令和4年度施工分の御神川改修工事に伴うもので、令和3年度県工事が遅れ、令和2年度繰越町発注工事の一部が完了できなかったため、今回補正したいものです。

18ページをお願いします。8款1項2目非常備消防費、519万5,000円、当初予算編成時に見込んでいた退団者数よりも、16名増の30名が退団することとなり、予算不足が生じたため、今回補正したいものです。退団者の増の主な要因としては、今年度から出務報酬を個人口座へと振り込むこととなり、各分団とも名前だけの活動しない団員を切ったことによるものでございます。

9款1項2目事務局費、30万円、西伊豆中学校は、統合1年目となる令和3年度に生徒会が中心となり、校章を作成しました。校歌についても新たなものを作成するため、検討を重ねてきましたが、どうしても無料で依頼できる方も見つからず、作詞作曲にかかる費用も調達できないことから、断念しておりましたが、今回PTAからの要望もあり、校歌作成に関する費用を計上したいものです。

10款2項公共土木施設災害復旧費は、4月22日の豪雨に伴うもので、1目道路橋梁災害復旧費、140万円、今回の豪雨による執行予定金額6路線、140万円を不測の事態に備え補正したいものです。2目河川災害復旧費、1,790万円、内訳として10節の施設修繕費、今回の豪雨による執行予定金額9ヶ所390万円。12節委託料200万円は、工事費に流用した当初予算額を復活するもの。14節工事費1,200万円、今回の豪雨による執行予定金額2河川、751万3,000円の見込みですが、今後、さらなる災害被害が発生した場合に備え早急に対応できるように、追加計上をしたいものでございます。

以上で簡単ですが説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたり、ページを指しさせて質疑してください。

質疑ありませんか。質疑どうでしょうか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） では、私は17ページの商工費6目ふるさと振興費12節委託料のところ  
で、ポータルサイト作成業務というのがございます。

で、新たに作るということ、ちょっとお話を伺ったのですがこれをつくる必要性とかそのようなものを、わざわざ補正でつくるということ、ちょっと理由を伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、このポータルサイトの作成業務でございますけれども、現在、西伊豆町のふるさと納税のポータルサイトは、ふるさとチョイスとかあと、楽天、

さとふる、を使っておりますけれども、今回は、それとは別に西伊豆町の独自のポータルサイトを立ち上げたいと考えております。

独自のポータルサイトを立ち上げるメリットといたしましては、さとふると納税の受付機能に限らず、他の観光情報なども同時に発信することが可能となり、西伊豆町ホームページのサブサイト的な役割、利用がですね可能になること。

また、現在2社のポータルサイトの手数料が約、大体8%ぐらいあるのに対して、今回、立ち上げるものの手数料が、3.9%と非常に安く、経費の削減にもつながるといったメリットもあるからでございます。楽天などのようにですね、ポイント還元があるわけではございませんので、新たなサイトを立ち上げて寄附金の増額するのはそれほどは、もしかしたら見込めないかもしれないんですが、このサイトからの寄附は西伊豆町に本当に思い入れのある方であったり、そういう方が寄附をいただけるのではないかなと考えているところでございます。

導入後にですね、かかる経費につきましても、サブドメイン管理費として、月額550円のみが経費としてかかるだけになっておりますので大変有効ということもございますので、今回導入をするということに至ったものでございます。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。今の伺ったことをちょっと整理したいと思います。月額550円のランニングコストと、それから、先ほど3.9%っておっしゃったのは、さとふると納税でいただいた金額から3.9%という意味でしょうかその辺のところをもう一度伺いたいということ、とそれから、今までやってた既存のさとふるとチョイスとか楽天はそれはそのまま継続していて、それとは別にというふうに解釈すればよろしいですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 3.9%っていうのは議員のおっしゃるとおりでございます。そのほかのサイトについても並行して、そのまま継続はいたします。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） まず16ページなんですけども、6款商工費の観光施設費14節工事請負費のヘリコプター用燃料保管倉庫につきましましては、これは、Air Xさんのガソリンを、町の責任において預かるということではよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。



○まちづくり課長（長島 司君） はい、A i r Xさんが運行に係るものをですね、町のほうで保管をしたいと思っております。

燃料についてなんですけども、通常燃料補給するにはですね、ここ西伊豆町で飛んでもらった場合に、一旦、東京とか調布とか静岡空港、静岡のヘリポートに行つて燃料補給して、また次の使うときには帰つてこなければならぬなんですけども、ここに燃料ストックがあればですね、その運行経費が軽まるということ。

あとは災害時にですね、仮にここを拠点とするならば、ここで飛んでもらつてまた同じように戻らなければならぬ。ヘリコプター自体が燃料が200リッターぐらいしか入らないつていうことを聞いておりますので、そうすると飛べる時間もそんなにならぬということになりますから、ここに燃料があることによつてですね、かなり有効に使えるのではないかとということで、A i r Xさんのですね使用する燃料を町のほうで保管しストックしたいなというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） これが協定に基づいてこういう事をやるということなんですけども、このA i r Xさんとの協定で、これから先も何か、町のほうで負担しなきゃいけないなという見込みとかはございますでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 運行に係るものについてはですね、1フライト幾らということで、協定書のほうに記載のほうはさせてもらつております。ですのでそのほかの経費については特に、掛かりはしないんですけれどもそうした運行経費だけはA i r Xさんのほうに支払うような形になると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 17ページですね、1番上のところに東海バスの宇久須案内所でのトイレの解体が、金額あります。この金額の云々じゃなくてですね、この解体した後の代替施設としては、何か考えてる部分つてあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） トイレについてはですね既に、閉鎖をしておりまして現在使われて、トイレの関係でよろしいですね、使われていない状況でございます。子どもたちのためにということで当初はつくつたかと思うんですけども、子どもたちの利用状況を確認

してみたんですが、近隣の住民防災センター、それから、社会福祉協議会のほうに連絡して確認をしたんですけども、住民防災センターに付いてほとんど使っている子供たちがいないということになります。

で、社会福祉協議会のほうに付きましては小学生が主に多く利用するというところで、中学生の利用はほとんどないというような状況でございました。ですので、社会福祉協議会の方にはですね、引き続き、そういった子どもたちがいるのであれば、ぜひ使わせてくださいというお願いをしてあります。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今まさに心配したところはそこだったんですけども、例えばですね、使用させる側は了解してるんですけども、子どもたちについてもですね、万が一っていうか、使いたいときにはそちらのほう使ってくださいとかっていう案内を出してるのか。

それともう1点ですね、例えば観光客の方も、バス使われるわけですね。そうした方がやはりこう、賀茂っていうか旧賀茂、宇久須の入り口になるものですから、観光客の方の配慮なんかも必要なかなってちょっと思ったもんですから、その辺はどのように考えているかお願いいたします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 社協のほうに聞いてみますと、大体というか、かなり多くの子どもたちが使用されているということをお聞きしましたので、特にその周知というか、これから改めてするのも必要ないかなってう感じを受けております。

観光客の方がそこを使ったかどうかっていうのはですね、特に統計を取ってるわけでもございませんので、数字的なものは持っていないんですけども、今閉鎖してありまして特にそうしたですね、クレームとかっていうのもいただいております。

多分、宇久須で降りられるというよりは、宇久須の駅で降りられるというよりは、多分クリスタルパークであるとかそうした観光施設で観光客の方降りられる方が多いと思いますので、宇久須駅で利用され、トイレを利用されるっていう方がもともと少ないんじゃないかなってうふうに思われますので、そうした形でですね、もし、観光施設のほうで降りられた方には当然トイレをご案内すると思いますけれども、聞かれればですね、と思いますけどそういう形で対応していきたいかなと思います。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません、最後になります。

例えばですね、駅なんかに張り紙等でですね、万が一の観光客の方の案内ができれば、そのほうが優しい対応かなと思いますんでまたその辺もぜひ考えていただければと思います。

以上です。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の関連質問ですけどね、直接予算には関係ないですけども、この東海バスの宇久須駅そのものをですね、東海バスは、どういうふうにしようとしてるのか、今回、もう本来の業務をやってない、建物自体を閉めてあるんでトイレも閉めた。トイレだけは、トイレ駐輪場は町が解体してくださいよ。恐らく駅舎そのものも古いんで、解体するんでしょうけども、その後をどうするかって話は聞いてないでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） その辺も東海バスさんのほうには確認をしたんですけども、通知でも記載してあったんですがまだ正式にどういうものをつくるというものは考えていないということでした。

通知のほうに記載されているのは、新たな方法を計画推進するにあたり、トイレが支障となるため解体してほしいという文言でしか書いてございませんので東海バスさんのほうが、これからどのような計画を持ってそこを改修していくのかっていうことについては町のほうでは把握はしておりません。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 同じく、これ関連してお聞きしますけども、これそもそも造ったときはですね、賀茂村、旧賀茂村時代だと思うんですけどね、

○議長（山田厚司君） 同じ東海バスのところですか。

○10番（増山 勇君） 造ったときは公費が出て建物を建てたのか。東海バスは全然負担をしない。今回の解体もですね、負担しないのかその辺はどうなってます。

○議長（山田厚司君） 答えられます。

はい。まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません。賀茂村の当時、土地をお借りして町の要望でそのトイレを建てさせてもらったという経緯だと思いますので、今回解体するのにもですね、町の費用で解体することになっております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 12ページなんですけれども、2款総務費12目地域開発費の13節農地借地料、これが周辺というか西伊豆町の相場に比べて、大変高額となっているんですけどもその理由を教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 農地借地料の33万円なんですけど、ここの節については2名の方がお借りするという事で計上させていただいております。

1名の方は田んぼを1筆、畑を9筆お借りするという事で、借地料3万円というふうになっております。

もう1名の方については、地域おこし協力隊なんですけども隊員の任期終了3年後にですね、観光農園とレストランをセットにした仕事を始めたい、というふうを考えておまして、そういう場所を幾つか探しておりました。

その中で大田子の夕陽展望所の近くに大変ロケーションもよく、住宅近くということもあって、立地がとても素晴らしかったということがございまして、そこを選定させていただいたという状況でございます。議員のおっしゃるとおり3年間の借地料っていうのはですね、大変高い状況で月額2万5,000円ぐらいということで、なっているんですけども、今後ですね、いま一度金額、地主さんとの金額の交渉であったりとか、あと場合によっては活動拠点をですねちょっと別な場所に変えりとか、その辺は町のほうでも一緒になってですね考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） これからちょっと考えるかもしれないということなんですけども、何でこれ決める前に、産業建設課農林水産係などに相談をちゃんとしなかったのかな、というのがちょっと疑問なんですけども、

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません相談があったかってのはちょっと分からないんですけども、そういうことがないようにですね、今後、産業建設課それとうちの地域おこし協力隊を担当してます、まちづくりの広報とですね、うまく連携を図りながら、その辺を進めていければと考えております。

○議長（山田厚司君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） それで地域おこし協力隊の相談に乗ってる方もいらっしゃるということなんですけれども、その中でやっぱ名前が何度かこの件でも出てきてはいるんですけれども、じゃ、実際土地の大体のここら辺は相場幾らだよとか、例えば直接、シェア畑でやりたいていう話になったときに、これ農地法的に問題ないんですかって聞いたら即答で、問題ないですって、あったんですけど、ちょっと、相談、協力隊から相談を受けるっていうことをうたってる割には、ちょっと、知識に乏しいところがあるんじゃないかなと、ちょっと懸念するところではあるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 以前、議員と一緒に話をしたときのことかなと思いますけれども、そのときには恐らく、確かに言われるとおり、知識的にはそれが無かったのかもしれませんが、その辺をですねちょっと合わせて、町も一緒になってですね、今後は進めていければなと思っております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

はい。3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。少し戻らせていただきます。先ほどの16ページの1番下のヘリコプターのところでございます。すいません何処にこの保管庫をつくるかというところが聞き取れなかったのを、教えていただきたいということと、あと2点ございます。

○議長（山田厚司君） 1点ずつ行きましょう。

○3番（仲田慶枝君） はい、お願いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 設置場所ですけれども、旧の洋らんセンターの跡地になります。

そこについてももう既に4月にですね、体験フライトもやっておりまして、十分そこがヘリポートとして活用できるということが実証できておりますので、そちらのほうに設置をしたいと考えております。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、燃料の保管庫ということでございますが、安全性という確保するのは、やはり専門的なことがちゃんと決まっていて、それは確保できるという見込みなのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回設置する保管庫についてはですね、1坪タイプというものを選定をし、設置する予定でございます。容量的にはドラム缶でいけば2本ぐらい入るものなんです。2本ぐらい入るんですけども、今回はドラム缶1本ということで、通常200リッターなんですけれども、計算するときは195リッターということで、登録をされるようでございます。

ガソリン200リットル未満を備蓄する場合には、少量危険物倉庫の扱いとなりまして、消防署の許可が必要なく、届出のみという形になります。それとあと危険物取扱者の有資格者も不要ということになります。200リッターを超える場合はですね、許可を受けその有資格者の設置も必要になりますけれども、今回は、それは必要ないということになります。

ただ、資格者なんですけれども、今回協定を締結いたしましたA i r Xの社員、それから、航空会社での機長、パイロットですね、そうした燃料を取り扱う、危険物の取扱いの資格を持っていらっしゃるという事と、あとは町の職員の中にも、資格を持つ方もいらっしゃいますので、登録が必要になるということであればですね、その中から、携わる方をですね登録をして、管理のほうはしていきたいと考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい。3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、最後でございます。これはA i r Xさんと協定を結んだということでございますが、先ほどふるさと納税で遊覧なんかも入れたいというような事もおっしゃってましたが、現時点で何か定期的なもの、具体的に決まっていることあるのでしょうか。それだけ教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ふるさと納税で扱うものについて今現在計画しているのはですね、8月に遊覧飛行をやる計画をしております、そこに搭乗希望される方が、ふるさと納税で搭乗できないかということで、検討しております。一度やってみないとわかりませんので、それを検証し、今後に生かしていければということで今進めております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい。質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時46分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて、質疑を続けます。質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 12ページですね。まち・ひと・しごと創生事業のところに、今トレーラーハウス購入費2,950万円、随分高額なんですけど、このトレーラーハウスのスペックと今後の運用はというふうに運用していくのか、説明願います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ワークーション用のトイレトレーラーハウスですけれども、1台はワークスペース用として使用できる、ワークーションのトレーラー、1台は宿泊も可能な休憩用トレーラーとして整備をする予定でございます。あわせて合併浄化槽のですねユニットも購入する予定計画をしております。

ワークスペース用トレーラーハウスについては、大きさが2.3メートル×6メートルで床面積が13.81㎡となります。壁は西伊豆の杉材を使用しまして、トイレ、エアコンと洗面台をあわせて設置する予定でございます。

そのほかに、仕事ですとか、小人数で会議が行われますよう、机、いす、プロジェクター等のOA機器を設置する予定でございます。休憩用のトレーラーハウスでございますが、大きさは2.3メートル×7.1メートルで、1階が16.55㎡でロフト部分、ロフトを造るんですけれどもその部分が8.68㎡、延べ床面積が25.23㎡となります。こちらも壁は西伊豆の杉材を使用しまして、シャワー、トイレ、IHのキッチン、ガス給湯器、エアコン、冷蔵庫、布団なども設置をします。最大5人ぐらいまでは宿泊が可能となっております。

運用方法ですけれども、黄金崎クリスタルパークの屋外ステージのところに設置をする予定で工事を進めていきます。トレーラーハウスなので、当然移動も可能でございます。

ただ、移動先でのですね、電気などを使用する場合には、オートキャンプ場のような施設であれば、移動、特に問題はないんですけれども、それ以外のところに、設置する場合には別に、発電機だったりとか、ソーラーパネル等を利用して、電気を確保したりというようなことも必要になってきます。

運用につきましては、今のところ、指定管理者でありますビル保善さんのほうにお願いをしようということで考えております。以上です。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 指定管理者のほうに運用は任せるって事なんですけど、運用についてはなかなか詳しい事わからないと思うんですけど、少しは分かる、例えばこれどうやって、

人を集めるとかね。宣伝してくんだとか、それと利用料って、大体幾らぐらいだろうっていう、そういうところはわかりますか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 指定管理者のほうにはですね、打合せの段階から、いろいろ入っていただいていますね、トレーラーハウスがどういうものかという様なものを、一緒に見たりしていただいております。金額等についてはちょっとまだ、今の段階では決めておりませんで、その辺は今後、検討していきたいと考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 今のトレーラーハウスの続きですけども、これは、普通免許証か何かで、操作できるんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 牽引する場合には町で保有しておりますトイレトレーラーと同じように牽引免許が必要になると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

はい、4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 2点ですけど、15ページお願いします。19節の扶助費の中で、89万3,000円計上、子宮頸がんのワクチン接種助成金というのが出てるんですが、対象者ってのは何名ぐらいを予定してるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） もともと34名で、当初予算を計上しておりました、今回国のほうでですねこの対象者というのをこの34名以外にですね、いわゆる対象の期間をちょっと9年前までですね、遡って接種できるようにということで、今回国のほうがその方々を対象にということで、話が進みまして当初載ってなかったものですから、その分も含めると対象者が231人ほど対象となります。

今回は全部の231人分の経費を今回補正予算ということで、当初予算から差し引いた分の残りをですね、補正をさせていただくというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい、4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） もう一つすいません。



15ページの11節、PCR検査手数料が100万円やっぱり計上されてるんですが、このPCR検査でも、やっぱり、対象者というか、どのぐらいを予定してるんですか。やっぱりコロナの関係のもちろんPCR検査だからだと思っんですけど。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 予定はしておりませんが、不測の事態があったときに、県の保健所管轄でお願いをするよりは、町のほうで取り囲んでですね、早急に見つけたほうが、小規模で感染拡大を抑えられるという観点から今までも行っておりましたし、今月に入ってからはありませんけども先月なども、家族単位でお願いをしている部分がございます。

ですから予算がないとお医者さんにお願いができませんので、こちらを積ませていただきますけども、あくまでもこれは使わなければ、余った予算で最終的には削るということで、何人ということは想定はしておりませんが、この金額を積み増せば、間に合うであろうというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 今町長が回答していただいたんですが、PCR検査に、何か自分が何か調子が悪いとか、やっぱり行ったほうが良いなというときには、対象のところってのは幾つか、我々も知り得ることは可能ですか、それともやっぱりお医者さんに行って、PCR検査を受けるというルートで行くんですか、この予算は。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今はもう多分なくなってしまったかと思いますが、一時的には県のほうが、PCR検査も、抗原検査の簡易検査などもですね、薬局などを対象にして行っておりましたので、そちらは使えたと思います。

ただ、その制度がもし終わっていたらですね、自腹で受けるということであれば、田子診療所さんはたしか受け入れるんじゃないかなというふうに思いますので、もしご心配があるのであれば、診療所にお電話をして、個人で受けたいんですけどということであればですね、自腹を払っていただければ受けられるかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい、9番、堤和夫君

○9番（堤 和夫君） 15ページが開いていますので私も15ページの12節の委託料でですね、コロナワクチンですね、これ4回目が予定されてたと思いますけども、65歳以上の方の4回目は何月ぐらいから予定してるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 今、堤議員の質問の65歳以上とありましたけれど、4回目の接種がですね、今回対象が60歳以上となります。それと、あとはですね18から59歳で基礎疾患を有する方も対象となります。

で、現在町内の医療機関とですねこの集団接種についての日程を調整を詰めているところでございますが、予定としますと大体7月の下旬ぐらいからできるだろうということで、もうじき、詳細な日もですね決まってくると思います。

で、今回6月にですね、広報にしいずと一緒に、こういった回覧も出ささせていただいておりますけれども、随時、こういった情報をですね、できるだけ早めにですね皆さんに分かるようにですね、情報も発信していきたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それで課長、モデルナが人気なくて大分破棄されてるというようなニュースが、今流れてるんですけども、これはあれですか、モデルナとあと、武田製薬と、どっかでまた新しいのが増えましたよね、ワクチン。この辺ファイザーが人気あるんですけどファイザーを指定していくっていうような事は、まだできないわけですか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） モデルナですけども、このいわゆるワクチンのもので種類ってのが、堤議員、今おっしゃったようにモデルナそれからファイザー、それからアストラゼネカ、ノバックスということでノバックスというのは最近また新たに出たんですけども、現在扱ってるのがファイザーとモデルナになります。

で、これの各自治体でですね、割当てがあります。で、必ずしもうちのほうでこれがいいからといってですね、要求してもですねその数が保障はされないものですから、やはりこれは割当て通りの中でですね、接種していただくということになってしまいますので、今のファイザーが欲しいとかあるいはモデルナがっていうことで、数を指定してというのが現在のところまだできないもんですから、今回の4回目の接種についてもですね、確保できるものを使って行うというような予定しております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 3点質問したいんですが一つ一つで行きます。まず10ページ、これの町債のトンネル長寿命化対策事業ですねこれ宇久須隧道ということですけども、そもそもこ

れ、たしか1億3,500万の予算でやるということですけども、これの財源内訳と、それから補助金710万円を早々に減額されてますけどもこの理由がわかれば教えてもらう。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今年度の社会資本整備総合交付金の交付決定が参りました。その際に申請額よりも減額されてきておるわけですが、同時にですね、過疎債の申請をもうしなきゃならないと。その場合、減額された分は、一般財源になってしまうわけですけども、現在の段階で補正をしておけば、過疎債として申請ができるということになりましたので、過疎債のほうを増額させていただくものになります。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 質問はですね1億3,500万かけて国土強靱化で、トンネル長寿命工事をやると、これの財源内訳、これ全部財源ってのは補助を含めてですね、どういう内訳になってるんですか。そのうちの補助金が何で710万円減らされて、その分を過疎債対応するんですかって、そういう質問ですよ。

○議長（山田厚司君） はい、総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 総事業費の1億3,500万円の内訳でございますけども、社会資本整備総合交付金が7,222万2,000円、過疎対策事業債が6,270万円、一般財源が7万8,000円です。端数を一般財源で見いております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だからそれだと答えが半分で、社会資本整備、これ7,220何万。これがなぜ710万削減されてるか理由わかりますかって聞いてます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これはですね、以前にも宇久須のバス通りのところ、2ヶ年にたしか分けてるのが記憶にあるかと思います。あれも結局、社会資本整備総合交付金が、国の財布があつてですね、いろんなところが欲しいって言うと財源が不足していきます。ですからうちが8,000万くださいって言っても、いやお宅、西伊豆町さん今年7,000万円についていうことが往々にして起こっておりまして、そうすると事業を縮めて、来年度、もう1回同じような事業を組んで、そこで足していこうかということになるのか、もしくは一般財源で穴埋めをして、単年度で済まそうかという判断になってくるかと思います。

町としてはある程度早い時期に来まして過疎債のエントリーが間に合いますんで、単費を700万突っ込むよりは、過疎債を申請をしておけば、充当があればですね、後に交付税で来ま

すので、それで充てさせていただいて、なるべく早くに、このトンネルの改修工事に取りかかりたいということで方向を決めているのではなかろうかというふうに思います。

です。その額が確定をいたしましたので、足りない分を過疎債で今予算計上させていただいてるというものでございます。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい、今の件了解です。二つ目のですね11ページ。11ページの地域開発費のですね、需用費これの活動拠点維持修繕、これ当初予算で30万あって、さらに90万円増えてますけども、これは誰のためにどこをやるのか、これちょっと内訳を教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 今回追加した90万円でございますけれども、地域おこし協力隊員の活動拠点整備に係る修繕費として計上させていただきましたものでございます。

現在2年目及び3年目の隊員3名がおりますけれども、それぞれが任期後の活動を模索する中で、定住につながる活動の拠点として電気の引込み等に係る経費を負担するために計上させていただきましたものです。

1人目は、宇久須でビニールハウスで養鶏をやるんですけれども、そこに電気を引き込むということでそれが大体17万6,000円程度。

もう1人の方は狩猟業資料に従事をされているんですけれども、その将来的に解体小屋を整備したいということで、そこへの電気の引込みと、空調機を設置したいということで、38万5,000円。

最後にもう1人の方は、林業に従事をされている方で、木工作业所をですね将来的には仲田議員の一般質問も出たかと思うんですけれども、やりたいということで、その電気の引込みということで大体30万円程度で、合計で約90万円を計上させていただきましたものでございます。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いいか悪いかは別にして、内容はわかりました。また後で吟味してみたいと思います。

3点目、18ページ、ここにですね、教育費、この中で事務局費で校歌作成謝礼ってあるんですけど、PTAから要望があつて、現西伊豆中の校歌を作りたいというような説明が事前にあつたんですけども、例えば、これ旧西伊豆中の、校歌では、何か内容的に、例えば歌詞だとか、そういうのにそぐわない分が有るのか、有るから作るのかですね。今回作っても

ですね、これは西伊豆中学だけのものってことになりますのでね、令和9年には、小中一貫校になりますんで、当然校歌が変わりますよね。30万円かけて、多分5年間校歌を作らなければいけないのかどうかって議論は、どこでどういうふうにされたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初ですね、学校が統合していくに当たっては、中学校は3年間だけ、宇久須を利用してということで進んでおりましたので、当局としては、3年間の間は校歌が無くてちょっと我慢してもらえないかなというふうに思って、統合後の学園歌みたいな形で、要は9学年使える、統合の、そういう校歌みたいなものをですね、作ったほうがいいんじゃないかなというふうには考えておりました。

ただ、今、紆余曲折している状況でございまして、本当に5年なのか、6年なのか何なのかわかりませんが、小学校と中学校は統合できない状況が続きます。そんな中やはり1年間去年ですね、校歌がない学年がありまして、何とかコロナでございましたからあまり歌う機会もなかったわけでございますけども、今後自分たちが卒業していったときに、そういうものが無かったと言うことは、あまり好ましくないということで、生徒会であったりとかPTAの方が動かれて、1番初めは、旧西伊豆中の校歌を、愛唱歌に使ってはどうかという案も出ました。

ただ、やはり、生徒会の役員さんなどが仮にそうは言っても、旧賀茂中の人たちからすると、私たちの校歌は使ってもらえないのに、旧西伊豆中の校歌は使ってもらえるのよねというように、もしかしたら、事が出たときに、変な軋轢が生まれても困るので、そういうことはすぐわれないんじゃないのかなというようにご意見もあって、最終的には旧西伊豆中の校歌を愛唱歌として使うことは断念されたというふうに伺っております。

本来校歌であれば、このぐらいの金額ではなくて、もう3倍か4倍ぐらいお支払いをしなければいけないものではございますけれども、いろいろな伝手で、この金額で何とか校歌が作れるというような事でございましたし、また町のほうで予算を出していただけないのであれば、クラウドファンディング的なものを作ってでも、子どもたちに歌を作ってあげたいというような声が出てきておりましたので、町としては、それを保護者やPTAとかですね、学校サイドに任せるわけにはいかないんで、30万円ぐらいであれば出してもいいのかなという判断をしております。最終的には中学校の校歌として作りますけれども私たちはそれができるのであれば、統合校の校歌として使っていきたいというふうに思っておりますので、5年でこれがなくなるということは無いようにして行きたいというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 経緯、分かったんですけども、ちょっと最後にひっかかったのは統合小中一貫校の校歌としても利用できるってところがちょっとひっかかったんですよ。

いわゆる、5年間、令和9年、今開設予定で進んでますけども、令和9年になれば、小中一貫校の校歌ってのはできるんじゃないんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） もしそれが必要なのであれば小中一貫校としての学園歌というものを作らなければいけないと思うんですが、歌詞の中身が、中学校のみならず、小学校が含まれても、そんなにびっくりするほど問題のない校歌であれば、これからつくるものが統合校の校歌になっても構わないのではないのかなというふうに思っております。

ただ、これは中身と、メロディーとか、いろいろなものがそこにそぐのかそぐわないのかは聞いてみないとわかりません。前の旧西伊豆中の校歌は、私は別に賀茂の子たちが歌ったとしても、これは伊豆西海岸の人たちとしてはですね、条件的には全くマッチしているものなので、問題はないと思いましたが、そういった声がありましたので、教育委員会が行って総合教育会議のときに、私のほうから委員の皆様にもお諮りをさせていただいて、今校歌がない状況なので、これを、愛唱歌として、使うことに対してどのようにご意見をお持ちですかというふうにお聞きをしましたら、賀茂地区のほうから、お出になられている方も、別に問題はないんじゃないでしょうかということでは聞いていたので、私たち当局サイドからすると、それで済むのかなというふうに思ったんですけども、やはり、子どもたちのほうから、旧賀茂の子たちに対する配慮の意見が出てきましたので、私たちのほうから旧西伊豆の校歌を、必ず愛唱歌として使いなさいということも、言いづらい状況が生まれて、断念したということもございます。

ですのででき上がったものがどの様なものになるのかちょっとわかりませんし、ある地方では、同じ校歌の最後の何とか小学校のところだけ、自分の学校の名前に変えてその地区の、四つ五つの小学校が同じ校歌を歌っているという地区もございますので、小学校中学校のところを校歌のところを変えて歌うことも可能なのかなあというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の18ページですけども土木費のところでは18節でですね、負担金4万3,000円、治水砂防協会負担金ってのが載ってるんです。補正されてるんですけど、これは何でしょうか。

それからその上ですね、御神川改修工事これ随分長く、続いていると思うんですけども、今回この2,000万、町単でやってるんですけども、どういう工事やってるのか教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 18ページの、治水砂防協会負担金でございますが、こちらでも令和4年度当初になってですね、国の、ごめんなさい県が行う砂防事業の予算がこれだけになりますっていうような通知がまいります。その額に負担割合に応じて、砂防協会へ支出するものになります。今年度予算が多くついたということで、予算不足4万3,000ございましたので、補正をさせていただくものになります。

もう一つ、御神川改修工事ですが、こちらは、令和2年度に当初工事を行う予定で進めておったわけですが、県があそこ砂防堰堤をつくると。その最下流を町が町単工事をやるという計画で、進めておりました。ところが県が用地交渉がなかなかうまく進まないで、2年度が全くできないと、令和3年度に繰越事業として予算を計上させていただきました。

ところが令和3年度になっても、用地交渉がなかなかうまくいかなくてもう年度最後のほうになってようやく、仮設道ができた。その仮設道を使って町のほうが、護岸とか落差工の工事を行うということでしたので、急ピッチで工事を進めておりましたが、年度内ではとても無理だということで、令和3年度約600万円の完成をしまして、残りの2,000万円を令和2年度繰越しでしたのでね、3年度分をまた繰越しっていうのはできないもので、一旦そこで精算をさせていただきまして、残り分を4年度として計上させていただくものであります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 負担金の方はわかりましたけど、そうすると御神川は県がやるべき部分を県ができなかったから町がやってるというふうに考えていいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そうではなくてですね、工区が違います。県のやる仕事、町のやる仕事、ただ、県のやる仕事ができないと、町の仕事に取りかかれなくて、県がやる仕事が進まないで町のところまで仕事を着手できなかった。これが令和2年、本来やるべきものが、県の都合で伸びて繰越しをして令和3年度予定してたんですが、令和3年度も満足な仕事をさせてもらえる状況になかった。一度繰越したものを切らざるを得なくて1回切りしました。ただ仕事が残ってますんで、残ってる部分については令和4年度で今回の補正に盛り直しをしているというものになります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすつと町長あれ、県ができなかったから、町がこういう影響を受けてる。県がちゃんと工事を遂行しなかったってわけですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 工事を遂行しなかったということではなくて、先ほど課長が答弁したように、地主さんとの交渉がうまくいかなかったんで県も工事に着手できなかったということです。着手ができればそのまま工事というものは取りかかれたと思うんですけども、その手前でズッコケたということになります。

○議長（山田厚司君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 補正とは直接関係ないんですけども、今御神川の話が出ましたんでね、今度4月の21日で被害を受けた三堂川ですね、堂ヶ島、これ県の砂防堰堤つくるっていう予算1億5,000万つきましたよね。ここは、土地収用そのものも問題ないところですか。個人の土地を。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、三堂川につきましては県の下田土木、特に松崎支所はですね本当に精力的に動いていただきまして、本当にこんなに早く予算がつくのかというぐらいの急ピッチで取ってきてくださいました。

地権者との交渉については、町の担当も関わってですね、うちが手助けをしたほうがいいことに関しては、やらせていただきますと言うことでやっておりますので、当然地権者との交渉とか買収というものも当然かかってくるかと思えますけども、うまくいくように見守っていきたいし、手伝っていききたいなというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第25号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算括弧第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第7、議案第26号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第26号は、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございます。

詳細につきましては担当課が説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第26号についてご説明をいたします。

今回の補正は、令和2年度から継続しております新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が、令和4年9月30日まで延長になったことに伴いまして、100万円を増額補正させていただきたいものです。

傷病手当金は、雇われている方が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われるため、仕事を休み、その間の給与が受けられない場合に、本人や家族の生活を守るために支給される手当金でございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順で朗読させていただきます。

5款県支出金、1項県補助金、ともに100万円。

歳入合計に100万円を追加し、13億3,400万円としたいものです。

続きまして歳出です。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、ともに100万円。

歳出合計に100万円を追加し、13億3,400万円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。こちらは2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので省略をさせていただきます。

続いて歳出です。こちら、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、全額国県支出金となっております。

4ページをお願いします。2歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金分、100万円。こちらは歳出の傷病手当金100万円に対しまして、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うものでして、県を通じて全額県費で歳入されるものでございます。

続いて3歳出です。

2款6項1目傷病手当金100万円。傷病手当の申請が出された場合、速やかに支払いができるよう、計上させていただきたいものでございます。なお現在のところ傷病手当の対象となる方はおりません。また、令和2年度、3年度も同額で補正予算計上させていただきましたけれども、ともに実績はございませんでした。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 議運のときは、令和3年度税収は、4ページ。議運のときはたしか、対象者が、令和3年度だったか、何人かいるっていう話だったと思ったがいなかったの。疑いが12名か、何名かいたっていう。俺の勘違いですかね。どうですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 議運のときはその100万円の根拠としまして、陽性者が例えば2人で、最終的には陰性の方が12名いたと想定して100万円を取ってありますっていうような説明の仕方をしました。

○議長（山田厚司君） よろしいでしょうか。はい、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。議案第26号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第8、同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 同意第1号は、西伊豆町教育委員会委員の任命についてでございます。

提案理由につきましては森本久美子さんが、令和4年5月9日をもちまして任期満了となるため、西伊豆町宇久須4番地の長島宗紀さんに、次期教育委員の委員に就任をしていただきたいというものでございます。

長島さんの履歴につきましては、別添の資料がございますので、ご覧をいただきまして、ぜひご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 教育委員のですね構成なんですけども、女性の方、森本さんがやめて男性の方がこうなるということで、バランス的には男性と女性のバランス的にはどうになりましたか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 結論から言いますと長島さんが就任をいただきますと男性が3名、女性が1名ということになります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ町長、女性がやめるから女性というようなことで検討、今、盛んにそういうジェンダーだとか対等、女性と同じようにしなさいというような時代の流れなんですけども、そういう構成に関して委員会の委員も、女性を登用しなさいというような事だったと思うんですけども、その辺の検討はなされなかったのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当時ですね、長島さんをお願いに行く前には女性の方に当たらせていただいております。その方がご快諾をいただければ、男女2名2名というような事だったわけでございますけれども、ただ私たちはそれも、男女のジェンダーとか、いろんなものも配慮しなければいけませんけども、地域割りというものもある程度配慮しなければいけないと思っております。

今この長島さんも森本さんも宇久須です。宇久須同士でバトンタッチということになりますけども、そのほかに安良里、田子、仁科に1名ずついらっしゃいます。以前は安良里がいらっしゃらなくて田子の方が、男性と女性でバランスよく男女2名ずつだったということございますけども、そうすると安良里地区の意見が聞こえないということもありましたし、また安良里で、女性の方がお受けをいただけるということがありましたので、バランスよく引継ぎが行われたということになります。

ただ、逆に、女性にということになりますと、宇久須から出てくるのは毎回女性じゃないとうまく引継ぎができないというようなことも出てきますので、ここは今回については男性が3名、女性が1名という状況になりますが、今後もしかすると女性が3名、男性が1名ということも生まれてきますので、そこは男女のバランス、そして地区のバランスを考えながらですね、あまり偏らないように配慮しながら町のほうとしては選定をしていきたいと、選定というかですね、任命をお願いしたいというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

はい。3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） こういう委員さんの任命について、何かこう基準というものはあるのかしらということでございます。

と言いますのは私この長島さんという方は存じ上げませんが、略歴見させていただき限り、やはり宗教的なにおいはいたします。宗教的なにおいはいたします。なので教育委員さんとして、何らかの基準があるのかしら、どういうふうにして選んでいくのかということをお伺いとうございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 長島さんが宗教者だから選んだということではございません。ただ、過去には、大田子の円城寺さんがお成りになっていることもございます。

ただ、宗教者だからということではなくて、教育関係にご熱心な方、また子どもたちの教育にご理解のある方を何ていうんすかね、選定基準としては一番高く、私たちは見ておりました、今長島さんについてもPTAの会長などをやられているという経過もございますので、そういったところと、今回は宇久須地区で受けていただける方ということで選定をしております。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 関係する法律の関係になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という基準、法律があります。

その中の第4条に任命というものが、基準がありまして、その中で、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという基準がございますので、それに従って進めております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか、3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そのときに、何らかのこう、客観的なリストというか名簿を見ながら選定とかお願いする方をピックアップしていくのか、その辺の作業が、割と不透明だになって私はいつも感じていて、平たく言えば、思いつきでこの方みたいな、そういうような、選び方をしていることはないんだろうかって思うことは、ちょっと時々あるんですがそういうことはないんですか、何らかのこうリストがあるんですか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 人選に当たっては前任者の意見を聞いたりとか、あとは宇久須地区内の方を探すに当たっては、宇久須地区のいろんな関係者にいろいろと情報を聞いたりとかしてですね、いろいろな人の名前を挙げながら、選任をしているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほど町長が定員のことについて男性が3人の女性を1人、あれ、教育長も教育委員ですよ。それ違うの、そうすると、4、1じゃない。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 教育長含めると4人と、女性1人と。教育長含めると教育長含めると、委員さん5人になります。教育長と委員さんが4名になりますので、それで合わせて5名のうち、女性が4名、男性が1名という状況になります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ちょっと詳細を私が把握をしていないのか、分からないんですけども、昔はですね教育長さんは、教育委員としてまず、議会を通します。最終的には教育委員会の互選で教育長が選任されて、教育長に就任をされておられたので、教育委員という選び方をしていたかと思えます。

ただ、確か法律が変わってですね、あくまでも教育長は、行政当局が指名をして、教育長ということの就任になっておりますので、教育委員の就任ではなくて、初めから教育長の就任ということでやってると思えますから、そこは法律が変わってから解釈は、教育委員という扱いで、そもそもが私たちは選んでいないというふうに思っております。

ですから、そうは言っても教育長は教育委員の1人だというふうに言われれば、芹澤議員のおっしゃるとおりなのかもしれませんけれども、選び方としては教育委員の互選として教育長選ばれておりませんので、私たちは教育委員というふうに判断はしておりません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（山田厚司君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（山田厚司君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（山田厚司君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて令和4年第2回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分



